

事件表示 平成27年(ヤ)第90号 損害賠償請求事件
調書決定の表示 最高裁判所第三小法廷 平成26年(ヤ)第106号
調書決定日 平成26年12月12日

副本

写真版

再 審 の 訴 状

平成27年3月16日

最高裁判所第三小法廷 御中

当事者表示

(申立人) 上告人 株式会社 若 竹
代表者代表取締役 大嶋正久
上告人 大嶋正久
上告人 大嶋子
(相手方) 被上告人 国、
被上告人 国外2名、(岩井重一、平澤慎一)



甲
第
151
号
証

上告人

1■■-00■■ 東京都■■区■■丁目■■番■■号

株式会社 若 竹

代表者代表取締役 大 嶋 正 久

(電話 03-■■■■)

上告人

1■■-00■■ 東京都■■区■■丁目■■番■■号

(電話 同上) 大 嶋 正 久

上告人

1■■-00■■ 東京都■■区■■丁目■■番■■号

(電話 同上) 大 嶋 子



事件表示 平成27年（ヤ）第90号 損害賠償請求事件
調書決定の表示 最高裁判所第三小法廷 平成26年（ヤ）第106号
調書決定日 平成26年12月12日

追記、調書決定平成27年12月11日棄却、本状は被上告人国に対して最高裁から送達された。

再 審 の 訴 状

平成27年3月16日

最高裁判所第三小法廷 御中

当事者表示

（申立人）上告人 株式会社 若 竹
代表者代表取締役 大嶋正久
上告人 大嶋正久
上告人 大嶋■子
（相手方）被上告人 国、
被上告人 国外2名、（岩井重一、平澤慎一）

上告人

000-0000 東京都■■■区■■■●丁目●●番●●号

株式会社 若 竹

代表者代表取締役 大 嶋 正 久

（電話 03-0000-0000）

上告人

000-0000 東京都■■■区■■■●丁目●●番●●号

（電話 同上） 大 嶋 正 久

上告人

000-0000 東京都■■■区■■■●丁目●●番●●号

（電話 同上） 大 嶋 ■ 子

第1、再審請求の趣旨

1 原判決・決定の表示

原、東京高等裁判所平成24年（ネ）第1507号 損害賠償請求控訴事件（平成24年6月28日判決）主文、1 本件控訴を棄却する。2 控訴費用は控訴人らの負担とする。（中間の再審の請求事件記載省略）。及び、最高裁判所第三小法廷 平成26年（ヤ）第106号 調書（決定）（平成26年12月12日決定）、第1主文、1 本件申立てを棄却する。2 申立費用は申立人らの負担とする。第2 理由、本件申立ては、上記の対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められないから、棄却を免れない。

2 再審の趣旨

（1）原、東京高等裁判所 平成24年（ネ）第1507号 損害賠償請求控訴事件判決（平成24年6月28日判決）。最高裁判所第三小法廷 平成24年（オ）第1778号 調書（決定）（平成24年12月4日決定）。最高裁判所第三小法廷 平成25年（ヤ）第68号 調書（決定）（平成25年12月13日決定）。最高裁判所第三小法廷 平成26年（ヤ）第106号 調書（決定）（平成26年12月12日決定）。

前記の原判決及びすべての原調書（決定）を破棄する。前記原判決、原決定に対し不服の申立ての再審を求める。

（2）被上告人らは上告人らに対し、連帯して2億8862万3250円及びうち別件訴状の訴訟物価格2億7185万8692円に対する平成11年3月9日から、うち精神的慰謝料1165万7058円に対する平成11年3月9日から、うち貼用印紙代合計510万7500円に対する平成22年12月16日から、各支払済みまで民事法定利率年5分の割合による金員を支払え。

（3）訴訟費用は、第1審、第2審、最高裁判所上告審とも、被上告人らの負担とする。（前記貼用印紙代合計金399万1500円）

（4） 再審の訴状の貼用印紙代 1500円、

（5） 判決ならびに仮執行の宣言を申立てる。

第2、再審請求の理由

1 再審の事由の条項

「次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる（民事訴訟法 338 条 1 項）」（以下「前記同条文（民事訴訟法 338 条 1 項）」という）、及び「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民事訴訟法 338 条 1 項 9 号）」（以下「前記同条文（民事訴訟法 338 条 1 項 9 号）」という）規定に該当の再審の事由がある。以下に理由を主張する。

2 原審「別件訴訟事件」「別件控訴事件」には違法等の再審の事由がある。

（１）判断に遺脱がある原因及び違法等について、

１）原審の裁判所の判決には「法令違法」等の事実がある。

原審、別件の東京地方裁判所 平成 8 年（ワ）第 17033 号 損害賠償等請求事件（以下「別件訴訟事件」又は「別件第一審」という）及び 原審、別件の東京高等裁判所 平成 11 年（ネ）第 4089 号 損害賠償等請求控訴事件（以下「別件控訴事件」又は「別件控訴審」という）に違法があり下記に事実及び事由等を主張する。

〔あ〕本件 原東京高等裁判所平成 24 年（ネ）第 1507 号 損害賠償請求控訴事件の判決 3 頁上から 14 行目 ~~から~~引用、別件訴訟事件（東京地方裁判所平成 8 年（ワ）第 17033 号）の証人調書（甲 1 の 1）には、原告代理人（平澤）の質問部分について 1 項から 23 項までの記載があるが、当該部分は証人の証言部分の記載があるのみで質問部分の記載がない。その記述から以下に主張する。証人調書（甲 1 の 1）（以下「（甲 1 の 1）」のように第 号証を省略して記載する）、には、前記質問部分の記載がないその事実、は、「別件第一審」裁判所の訴訟手続において 前記原告代理人（平澤）が陳述した「1 から 23 項までの質問部分」（以下「1 から 23 項までの質問部分」という）を前記調書に記載すべきところ記載不備による証拠隠滅した。及び同調書には「瑕疵」（以下「瑕疵」という）がある。「口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。（民事訴訟規則（以下「民訴規」という）67 条 1 項）」（以下「前記同条文（民訴規 67 条 1 項）」という）及び 前記調書に当事者の陳述が記載されてない記載不備による証拠隠滅した実質的記載事項の

削除

「(証人)、当事者(本人)の陳述、民訴規67条1項3号)」(以下「前記同条文(民訴規67条1項3号)」という)民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」(以下「法令違法」という)がある。その事実から原告の損害賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等した。及び裁判所が前記調書に「1から23項までの質問部分」を記載しなかった「法令違法」は「重要な事項」(以下「重要な事項」という)である。及び前記証書に「1から23項までの質問部分」が記載ないことは甲1の1を目視すれば事実の証拠確認できる。及び裁判官の公権力の行使をもって前記民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」をした行為は職務違背であるから最高裁判所の「職権破棄」の事由に該当する。同「職権破棄」は後記主張する。

削除

〔い〕原東京高等裁判所平成24年(ネ)第1507号の判決 3頁下から10行目から引用、しかも、これに加えて24項目の質問及び証言がなされたにもかかわらず、前記調書にはその記載がなされていない。その記述から以下に主張する。

前記同調書に前記24項目の質問と証言の記載がないことは 原審「別件第一審」裁判所の訴訟手続において 24項目の当事者(原告代理人)の質問「紹介した介在者を知っているか」及び証人の証言「知らない」(以下「紹介した介在者を知っているか、知らない」という)質問と証言がなされたにもかかわらず 前記同調書には記載すべきところ記載不備による証拠隠滅した。及び同調書には「瑕疵」(以下「瑕疵」という)がある。前記同調書(甲1の1)に「紹介した介在者を知っているか、知らない」等を補足追記挿入した。及び前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」が同調書に記載されてないことは「前記同条文(民訴規67条1項)」及び実質的記載事項の「証人、当事者の陳述(民訴規67条1項3号)」(以下「前記同条文(民訴規67条1項3号)」という)民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」(以下「法令違法」という)がある。及び裁判所が前記調書に「紹介した介在者を知っているか、知らない」を記載しなかった「法令違法」は「重要な事項」であり、前記と合わせて同「重要な事項」(以下「重要な事項」という)である。その事実から原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等した。及び前記調書に「紹介した介在者を知っているか、知らない」が前記調書に記載不備による証拠隠滅の「法令違法」の事

訂正

実証明は下記 3)【1】記載（照合下さい）の代理人による「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」があるから事実の証拠確認できる。及び裁判官の公権力行使をもって前記民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」した行為は職務違背であるから前記同「職権破棄」の事由に該当する。同「職権的破棄」は後記主張する。

〔う〕原東京高等裁判所平成24年（ネ）第1507号の判決3頁下から8行目~~から~~引用、前記事件の本人調書（甲1の2）記載の82項以下及び85項以下の質問をした被告代理人の人名及び証人調書（甲90）記載の質問をした被告ら代理人の人名の記載がない。口頭弁論調書には、出頭した代理人の氏名を記載しなければならないところ（民事訴訟規則66条1項4号）、甲1号証の2及び甲90号証の調書の記載は、前記民事訴訟規則の規定に違反する違法なものである。その記述から以下に主張する。前記本人調書（甲1の2）に被告代理人の人名（野田）及び証人調書（甲90）に被告ら代理人の人名「野田」（以下「出頭した代理人の氏名「野田」」という）を記載すべきところ記載不備による証拠隠滅した。及び同調書に「瑕疵」（以下「瑕疵」という）がある。「出頭した代理人の氏名「野田」」が記載されていないことは「口頭弁論調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（民訴規66条1項）」（以下（民訴規66条1項）、及び「出頭した代理人の氏名（民訴規66条1項4号）」（以下（民訴規66条1項4号）という）民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」（以下「法令違法」という）がある。その事実から原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等した。及び裁判所が「出頭した代理人の氏名」を前記調書に記載しなかった「法令違法」は前記と合わせて同「重要な事項」（以下「重要な事項」という）である。及び「出頭した代理人の氏名野田」が前記調書に記載不備がある「法令違法」の事実証明は下記 3)【2】記載（照合下さい）の代理人による「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」があることにより証拠としての事実確認できる。及び裁判官の公権力行使をもって前記民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」した行為は職務違背であるから前記「同職権棄」の事由に該当する。「職権破棄」は後記主張する。

〔え〕裁判所の訴訟行為の宣誓には矛盾の「法令違法」がある。

「別件第一審」裁判所は 前記〔あ〕ないし〔う〕の「法令違法」にさらに加えて、

証人八田邦雄に対し宣誓（甲２）をさせ、証人調書（甲１の１）の第五号様式の記載について、□裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、□証人が偽証をした場合の罰をの記載（印刷）の頭部の各□（以下「□」という）内にチェック「レ」がある。すなわち「□」内に「レ」があることは「裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない（民訴規１１２条５項）」（以下「下記同条文（民訴規１１２条５項）」という）民事訴訟手続規則の規定に基づき実行したこと、及び前記規定に従い 証人に宣誓の趣旨を説明し、証人に偽証の罰を告げたことに該当する。及び宣誓書（甲２）には「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います」の記載があることから、「宣誓書には 良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない（民訴規１１２条４項）」（以下「下記同条文（民訴規１１２条４項）」という）民事訴訟手続規則の規定に従い宣誓を実施した。及び同宣誓書には証人の押印があることから 裁判所の裁判官及び職員（以下「裁判所」という）は 証人に前記規定に従い正義の宣誓の前記良心に従って真実を述べる宣誓を要求し実施した。そのことは同「裁判所」の前記「〔あ〕ないし〔う〕の民事訴訟手続規則」の規定に違反した事実と 前記の正義の主張の宣誓（以下「宣誓書」という）をさせた関係について 矛盾があり、同矛盾する事実はあるてはならない前記「前記同条文（民訴規１１２条５項）」及び「前記同条文（民訴規１１２条４項）」民事訴訟手続規則の規定に違反相当又は類推解釈違反の「法令違法」（以下「法令違法」という）である。その事実から原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等した。及び裁判所が前記「宣誓書」に関わる矛盾の「法令違法」は前期と合わせて同「重要な事項」（以下「重要な事項」という）である。及び裁判官の公権力行使をもって前記民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」をした行為は職務違背であるから 前記同「職権破棄」の事由に該当する。「職権破棄」は後記に主張する。

【お】 原審「別件控訴事件」の裁判には「法令違法」がある。

ア) 控訴状(甲９)３頁 控訴の理由を引用する。本件につき被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消を免れないもの

である。同主張記述（以下「主張記述」という）があるにもかかわらず 控訴審「裁判所」裁判官らはその「主張記述」を故意に看過して審理不尽の公権力行使による控訴人の賠償請求に対して判決(甲 8)棄却した。その棄却判決は前記すべての理由主張のとおり〔あ〕ないし〔え〕の「法令違法」の事実があることにつき、及び 後記〔か〕の「裁判官は法を知る原則」の理由主張から 同裁判官らはその「法令違法」の事実を知っていることが確認できる。にもかかわらず 平成 11 年 10 月 27 日第一回目の口頭弁論開催及び終結宣言して、前記原審において「法令違法」がある事実を審理不尽にして看過して、平成 11 年 12 月 20 日付け 同判決「主文 本件控訴を棄却する。」棄却判決が確定した。詳細を下記に主張する。

イ) 控訴審判断において、同判決（甲 8） 13 頁下から 3 行目引用、「以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。よって主文のとおり判決する。」理由をもって棄却判決した。しかしながら、前記〔あ〕ないし〔え〕の民事訴訟手続規則の違反の「法令違法」事実があるにもかかわらず、第一審判決を取消しすべきであるが取消しを否定して、判決（甲 8）理由中にその前記「法令違法」がある事実につき判断理由を示さず、前記「主張記述」及び前記「法令違法」を故意に看過して理由不備をもって 原告の賠償請求に対して当該不利益処分の棄却判決をしたことは第一審判決を取り消さなければならないを否定した「第一審の判決の手続が法律に違反したときは、**控訴**裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない（民事訴訟法 306 条）」（以下「前記同条文（民事訴訟法 306 条）」という）民事訴訟手続法の規定に違反の「法令違法」（以下「法令違法」という）である。及び同「法令違法」は前記と合わせて同重要な事項（以下「重要な事項」という）である。

挿入

ウ) 前記イ) の「法令違法」事実に加えて、被控訴人新井に対して 控訴人の賠償請求を棄却したことは「裁判所」の公権力の行使による控訴人の損害賠償請求を否定した事実誤認不当及び前記「法令違法」をもって 控訴人の賠償請求に対して当該不利益処分による判決棄却が確定した。控訴審裁判所は「前記同条文（民事訴訟法 306 条）」民事訴訟手続法の規定に違反する「法令違法」（以下「法令違法」という）した。前記ア) イ) ウ) は裁判官の公権力行使をもって前記民事訴訟手続規則の規定に違反

の「法令違法」した行為は職務違背であるから 前記同「職権破棄」の事由に該当する。「職権破棄」は後記に主張する。

前記〔あ〕ないし〔お〕の「職権破棄」について、引用、判例時報 1684 号 60 頁上から 2 段目の 17 行目「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反」は、職権破棄の事由とした（民訴法 325 条 2 項）。の記載から、「最高裁判所は、第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由がない場合であっても、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原判決を破棄し、（民訴法 325 条 2 項）」規定の判決を破棄しなければならない規定がある。すなわち職権破棄（以上以下「職権破棄」という）とは原判決を破棄しなければならない。未だ破棄の判断はない。さらに前記全ての「職権破棄」は後記 3、《く》に主張する。

〔か〕コンサイス法律学用語辞典（株）三省堂 2003 年 12 月 20 日発行 607 頁引用、裁判官は法を知る *Jura novit curia*. 当事者は、事実の証明を怠ると、不利益を受けるが、それに適用すべき法令は、主張しなくても、裁判所が自らの責任で発見する義務があるとする原則（以下「裁判官は法を知る原則」という）。その原則から 前記両裁判所の裁判官らは前記すべての「重要な事項」につき前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反（以下「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」という）の「法令違法」がある事実を知っていたことは明らかである。前記「法令違法」があるにもかかわらず、裁判官らの公権力行使による前記原告及び控訴人の賠償請求に対して当該不利益処分を棄却判決等した。及び前記裁判官らの公権力の行使をもって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の「法令違法」をした行為は職務違背であるから 前記「職権破棄」の要件の事由に該当する。

〔き〕前記すべての「法令違法」等には一連する違法がある。

前記調書に前記〔あ〕の「1 から 2 3 項までの質問部分」及び前記〔い〕の「紹介した介在者を知っているか、知らない」を記載不備による証拠隠滅したことは前記「前記同条文（民訴規 67 条 1 項 3 号）」民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」及び「重要な事項」がある。及び前記〔う〕の前記調書に「出頭した代理人の氏名「野田」を記載不備にした「前記同条文（民訴規 66 条 1 項 4 号）」民事訴訟手続規則の規

定に違反の「法令違法」及び「重要な事項」がある。及び前記〔え〕の「宣誓」をしたことに対して「裁判所」の矛盾による前記「前記同条文（民訴規 1 1 2 条 5 項）」「前記同条文（民訴規 1 1 2 条 4 項）」民事訴訟手続規則の規定に違反相当又は類推解釈違反の「法令違法」及び「重要な事項」がある。及び前記〔お〕の「別件控訴審」裁判所は第一審の「法令違法」による棄却判決処分があるにもかかわらず 取消しを否定した前記「前記同条文（民事訴訟法 3 0 6 条）」民事訴訟手続法の規定に違反の「法令違法」及び「重要な事項」である。すなわち 前記〔あ〕ないし〔お〕すべての「法令違法」（以下「すべての法令違法」という）がある。及び前記〔あ〕ないし〔お〕すべての「重要な事項」（以下「すべての重要な事項」という）がある。その事実から、「別件第一審」「別件控訴審」の「両裁判所」の裁判官ら及び職員（以下「両裁判所」という）は「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記すべての「重要な事項」につき前記「すべての法令違法」があるにもかかわらず 原告控訴人の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等の処分をした。及び前記〔あ〕〔い〕〔う〕のと通りの「法令違法」の「瑕疵」（以下「瑕疵」という）がある。及び前記理由の前記「すべての法令違法」及び「瑕疵」は下記の「一連する違法」がある。

あ）証人尋問調書（甲 1 の 1）において 訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項である攻撃部分の「1 から 2 3 項までの質問部分」「紹介した介在者を知っているか」及び防御部分の「知らない」は訴訟上で当事者及び証人が主張した事実がある。すなわち前記主張した事実は「訴訟上提出」と同じ提出行為の同義と解釈でき、前記質問及び証言を適切な時期に提出したにもかかわらず調書にその前記攻撃・防御部分が記載ないことは適切に提出すべきを否定した「攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない（民訴法 1 5 6 条）」（以下「前記同条文（民訴法 1 5 6 条）」という）民事訴訟手続法の規定に違反した「法令違法」である。

い）前記調書に 前記〔あ〕〔い〕〔う〕の「法令違法」の「重要な事項」を記載不備による証拠隠滅した「瑕疵」は調書によってのみ証明することができる口頭弁論の方式に関する規定の遵守を否定したことは「口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によってのみ証明することができる（民訴法 1 6 0 条 3 項）」（以下「前記同条文（民

訴法 160 条 3 項)」という) 民事訴訟手続法の規定に違反した「法令違法」である。

う)「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」したことは「何人も、故意に、この法律に違反し 又は違反を企ててはならない (国家公務員法 1 条 3 項)」(以下「前記同条文 (国家公務員法 1 条 3 項)」という) 規定に適用違反の「法令違法」である。

え)「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」したことは「両裁判所」の公権力行使の職権の行使 及び義務の履行は信義誠実に行わなければならないが信義誠実の原則を否定した「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない (民法 1 条 2 項)」(以下「前記同条文 (民法 1 条 2 項)」という) 規定に適用違反した「法令違法」である。

お)「両裁判所」の公権力行使による、前記「すべての重要な事項」の前記「すべての法令違法」したことは 権利の濫用であり許されない「権利の濫用は、これを許さない (民法 1 条 3 項)」(以下「前記同条文 (民法 1 条 3 項)」という) 規定に適用違反した「法令違法」である。

か)「両裁判所」の公権力行使による、前記すべての「重要な事項」の前記「すべての法令違法」したことは 国民に対して公務を民主的に行なう保障の目的を否定した「国民に対し、公務の民主的且つ保障することを目的とする (国家公務員法 1 条 1 項)」規定に違反であり、法律の規定に違背した虚偽行為及び違反を企てた「何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、違反を企て、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企ててはならない (国家公務員法 1 条 3 項)」(以下「前記同条文 (国家公務員法 1 条 3 項)」という) 規定を否定した違反適用の「法令違法」である。

き)「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」したことは 法令遵守の義務があるにもかかわらず前記「法令違法」した「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従わなければならない (国家公務員法 9 8 条 1 項)」(以下「前記同条文 (国家公務員法 9 8 条 1 項)」という) 規定の法令遵守の義務を否定した適用違反の「法令違法」である。

く)「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・

法違反」の前記「すべての法令違法」したことは 故意にこの法律に違反した「何人も、故意に、この法律に違反してはならない（国家公務員法 1 条 3 項）」（以下「前記同条文（国家公務員法 1 条 3 項）」という）規定に適用違反した「法令違法」である。

け)「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」をしたことは 信義誠実に民事訴訟の追行を否定した「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない（民訴法 2 条）」法令の民事訴訟手続法の規定を否定した違反適用の「法令違法」である。

こ) 裁判官の自由心証主義は認められているが、新法律学辞典平成 2 年 4 月 20 日有斐閣第三版 引用、自由心証主義「裁判所は経験（法）則及び論理の要求に従って合理的な判断をすべきであり、これに反した場合は、証拠調べの方式に違反した場合と同様法律問題として上告理由とすることができる」から、「両裁判所」裁判官の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」したことは「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証より、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する（民事訴訟法 247 条）」の「両裁判所」の自由な心証の判断につき 前記合理的な判断どころか前記「すべての法令違法」がある事実は証拠調べの方式につき 証拠隠滅等をしたことは前記合理的な判断を否定した判断であり 本条を否定した違反であり、適法な自由心証主義を否定した違反である。前記本条（民事訴訟法 247 条）の民事訴訟手続法の規定を否定した適用違反の「法令違法」である。

さ)「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」をした事実につき 判決書（甲 7）（甲 8）の判決理由中に その理由が示されていないことは「判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（民訴法 253 条 1 項）及び「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」法令の民事訴訟手続法の規定に適用違反した「法令違法」である。

し)「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記「すべての法令違法」したことは「裁判所」の悪質な公権力行使の法律行為による 公の秩序、公共の秩序及びよい風俗、風習に対して否定した矛盾する

行為であるから「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする（民法90条）」（以下「前記同条文（民法90条）」という）法令の規定に適用違反した「法令違法」である。

す）「両裁判所」の公権力行使の「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」による前記「すべての法令違法」から 賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等をもって法律的利益を侵害し損害を与えたことは「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（民法709条）」（以下「前記同条文（民法709条）」という）規定に適用違反した「法令違法」である。及び被上告人らは損害賠償責任を免れない。

せ）「両裁判所」の公権力行使によって「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」前記「すべての法令違法」したことは その事実をもって 賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等したことより 本件上告人らは 頭書第1、2、再審の趣旨の記載のとおり、多大な損害を被った。その事実は特に国に重大な責任がある「国の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて。故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる（国家賠償法1条1項）」（以下「前記同条文（国家賠償法1条1項）」という）法令の規定に適用違反した「法令違法」である。

そ）前記のまとめ、「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反等」の前記「すべての法令違法」等に関連して 前記あ）ないし せ）の「法令違法」は一連する違法（以下「一連する違法」という）がある。下記になお詳細主張する。

2）介在者の存在事実、経緯から「裁判所」の責任、再審の事由等について、

① はじめに下記に原因事実等を示す。被告準備書面一（甲3） 第二 求釈明事項二「原告と被告有職が契約に至る経緯」に関して、どのような紹介者が介在したのか、その仲介者の紹介内容、を日時、内容を特定して明らかにされたい」の陳述がある。その陳述は明らかに紹介した介在者が存在している事実の主張であり 原告は被告の同主張があるまで、介在者の存在につき全く知らなかった。その介在者は原告会社（上告人らの会社）に対して 紹介内容等を告知せず 原告会社を裏で被告有職に紹

介した介在者（陰謀者）であり、本件損害賠償請求事件の根源である事件発生原因の加害者であり、原告会社に損害を与えた真実の加害者である。及び当然しかるべき責任を問われる加害者である。なお補足として、介在者につき 多くの状況事実があることから警視庁本庁の警察官であると記述しておく（「裁判所の犯罪、許せない大事件」ホームページ検索参照ください <http://www.ne.jp/asahi/law/judge>）。

②しかしながら、原告会社に紹介した介在者は誰であるかについて、原告に立証責任の義務があることから 介在者が事実存在することにつき 原審の原告代理人が「紹介した介在者を知っているか」と質問し「知らない」と証言した。しかしながら 前記調書にその前記質問と証言を記載不備にして証拠隠滅したことは「裁判所」が介在者は誰であるかの解明すべき重要な事項に対して、原告の権利の証人等を告訴できないように証拠隠滅をもって封じ込めが推測できる。前記「裁判所」の前記その記載不備による証拠隠滅にした前期「すべての法令違法」の行為はあってはならない前記公序良俗「前記同条文（民法1条2項）」規定に違反、権利の乱用禁止「前記同条文（民法1条3項）」規定に違反等ほか前記「一連する違法」適用の重大な「法令違法」である。及び介在者に対する責任を問えないようにしたことは 原告の後記の基本的人權等の権利を封じ込めた後記「違憲」等該当がある。その前代未聞の事実が許されてはならない。前記介在者の存在している事実及び記載不備による証拠隠滅したことは極めて重大にして「重要な事項」（以下前記と合わせて「重要な事項」という）である。

③本件事件の紹介者（介在者）たるものは事件発生原因の真実の加害者であり、責任追求及び賠償責任につき審理され当否認否が問われなければならない加害者である。しかしながら 前記証拠隠滅した事実から「裁判所」は前記「介在者」につき真実を承知認識が明らかであり 故意に審理不尽して、真の加害者のその責任追及及び解明するための審理等ができないようにした証拠隠滅の行為をした。「裁判所」はなしてはならない高度の違法による 原告の損害賠償請求に対して 前記「すべての法令違法」「一連する違法」をもって、当然得べかりし法的利益に対して侵害した実質一円の利益も受けえない当該不利益処分による棄却判決等をした。念のために主張する、判決（甲7）において 被告（株）有職（本件提訴後、多額の負債により倒産した）に対

しての請求は一部として認められたものの、「被告（株）有職に対するその余の請求及び被告新井に対する請求をいずれも棄却する（主文 二）」のいずれも棄却判断がある。前記一部勝訴余の棄却は実質一円の損害金も受領できない処分であり、及び前記介在者の存在を看過した判決、及び前記後記すべての「法令違法」等の事実、及び一部勝訴余に棄却する判断は前記民法 90 条ほか後記「違憲」等により無効理由に該当する。

④前記理由のとおり、前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」質問と証言が前記調書に記載がないことは 介在者の責任の認否ができないようにした真実の解明否定及び認否の争いを除外する目的のために 前記記載不備をもって証拠隠滅したことであり、法秩序や社会秩序維持に重大な影響がある極めて「重要な事項」（以下「重要な事項」という）であり、合わせて、前記「すべての重要な事項」のその「重要」の意味は 法源の規範に関わる「法令違法」であり、日本の裁判制度 民主主義国家としての法理念を否定した「裁判所」の前記「重要な事項」の「法令違法」である。その証拠隠滅の事実をもって「両裁判所」は「原審別件の原告及び控訴人」の請求に対して当該不利益処分による棄却判決等した。絶対に許せないことである。

⑤特に、「裁判所」が「1 から 2 3 項までの質問部分」及び特に「紹介した介在者を知っているか、知らない」が記載されてない「前記同条文（民訴規 6 7 条 1 項 3 号）」民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」したことは前記「介在者の責任を除外」を目的とした訴訟上の行為であり、最高裁判所の「職権破棄」の要件に該当し 及び前記すべての「重要な事項」の「法令違法」をもって 原告及び控訴人の賠償請求に対して当該不利益処分による判決棄却判決等した。明らかに主文に具体的に違法に影響した判決処分である。すなわち 判決（甲 7）（甲 8）の主文において 棄却する判断があり その判決判断の理由中に 前記「すべての重要な事項」の前記「すべての法令違法」がある事実につき 理由が示されてないことによる主文の棄却を導き出したことは「判断の遺脱があったこと」に該当である。及び前記「すべての法令違法」をもって棄却判決等したことは「その法令解釈の違法が主文に具体的に影響することという（判例時報 1 6 8 4 号上から 3 段目、1 4 行目）」に該当する。よって当該「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民事訴訟法 3 3

8条1項9号)」規定に違反である。及び再審の請求に該当する。及び前記同規定違反 及び前記すべての「法令違法」は「職権破棄」の要件たる事由であるから原審「別件訴訟事件」「別件控訴事件」の判決は破棄である。よって再審の請求をする。再審の事由の「職権破棄」の事由については なお後記5) 及び6) において主張する。

⑥前記主張のとおりから「裁判所」の 前記すべての「重要な事項」の「法令違法」の事実があること、及び前記後記のすべての法令・憲法の規範を否定した「裁判所」の当該裁判官による公権力行使は後記の当然罷免に該当、及び後記の管理監督不行き届きの当該裁判所は重大な責任がある。及び「裁判所」は 主権ある国民からの信頼を裁判所によって裏切った冒涇である。よって再審の請求をする。

3) 違法についての「代理人明」及び「事実及び証拠認定証明」がある。

【1】「紹介した介在者を知っているか、知らない」についての「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」がある。

「別件訴訟事件」の証人調書（甲1の1）に 前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述の質問と証言が調書に記載ない事実、証拠として提出した証人調書（甲1の1）に前記陳述の記載がない部分等を 上告人らが追記補足挿入（押入）したこと、原告代理人の回答書（甲4号証）3『当職は敢えて八田氏の証人尋問の際に「介在者を知っているか。」と尋ねたわけです。これに対して、八田氏は「知らない。」と答えたことは貴殿もご承知のとおりです』の回答がある。及び平成24年4月24日付被控訴人国外2名（被控訴人岩井重一及び同平澤慎一）の答弁書 第3、1『甲第1号証の1の調書に「紹介した介在者を知っているか」「知らない。」という記載がないこと、甲第4号証の回答書とおり被告岩井重一及び同平澤慎一が回答したこと』の記載の回答があるから、その紹介した介在者につき「紹介した介在者を知っているか、知らない」が証人調書に記載されていない記載不備による証拠隠滅の重大な「瑕疵」が存在する事実につき代理人による証明（以下「**代理人証明**」という）がある。前記の極めて「重要な事項」の「紹介した介在者を知っているか、知らない」が記載されていない事実から前記「前記同条文（民訴規67条1項）」及び「前記同条文（民訴規67条1項3号）」規定に違反がある事実の証明の「代理人証明」であり 取消しできな

い前記「法令違法」の確定の証明である。及び前記後記するすべての「違法」「違憲」の証明である。及び前記「1 から 2 3 項までの質問部分」が記載されていない、及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」質問と証言が調書に記載されていない「前記同条文（民訴規 6 7 条 1 項 3 号）」違反につき、「別件訴訟事件」の判決（甲 7）には、第三 争点に対する判断 一 認定事実、前記争いのない事実と証拠（証人八田邦雄）の記載があり、証人八田邦雄の記載があることは証人調書（甲 1 の 1）の存在の認定であり、前記「法令違法」がある事実を認めた「事実証拠認定としての証明」（以下「**事実及び証拠認定証明**」という）である。同「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」があることは 前記「法令違法」「一連する違法」後記の「違憲」等の事実を取消しできない事実証明である。

【2】前記〔う〕記載の 調書に「出頭した代理人の氏名「野田」が記載ないについての「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」がある。

本人調書（甲 1 号証 2）、証人調書（甲 9 0 号証）の同各調書に被告代理人の名前「野田」の記載がないことにつき、平成 2 4 年 4 月 2 4 日付被控訴人国外 2 名（被控訴人岩井重一及び同平澤慎一）の答弁書 第 3、1「甲第 1 号証の 2 及び甲第 9 0 号証の各調書の被告代理人もしくは被告ら代理人の後に野田という記載がないことは認め」の記載があるから 名前「野田」が記載されていない事実の証明がある。及び平成 2 3 年 1 0 月 6 日付被告国外 2 名（被告岩井重一及び同平澤慎一）の答弁書 第 2、4（3）のエ（a）③、主張キ）＜1 7 頁＞は、「野田」の記載が無いことは認めるが、の記載があるから 代理人の名前「野田」が記載されていない「瑕疵」がある事実の証明の前記と合わせて代理人証明（以下「**代理人証明**」という。）がある。及び前記「前記同条文（民訴規 6 6 条 1 項）」及び前記「出頭した代理人の氏名（民訴規 6 6 条 1 項 4 号）」違反の代理人の名前「野田」が記載されていない事実は同「代理人証明」より取消できない「違法」の確定の証明である。及び 本人調書（甲 1 号証 2）、証人調書（甲 9 0 号証）に「出頭した代理人の氏名野田」がないことは「民訴規 6 6 条 1 項 4 号」違反であり、「別件訴訟事件」の判決（甲 7）には 第三 争点に対する判断 一 認定事実、前記争いのない事実と証拠（証人八田邦雄、被告新井）の記載があり、証

人八田邦雄、被告新井の記載があることは 本人調書（甲 1 号証 2）証人調書（甲 9 0 号証）の存在の認定であり、前記「法令違法」がある事実を認めた「事実及び証拠認定証明」である。同「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」があることは 前記「法令違法」「一連する違法」後記の「違憲」等を取消しできない事実証明である。

4）前記「すべての法令違法」「一連する違法」の事実から「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法 3 3 8 条 1 項 9 号）に該当するについて なお詳細理由がある。

ア）「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」があること、極めて「重要な事項」の、調書（甲 1 の 1）に「1 から 2 3 項までの質問部分」及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」の「重要な事項」が記載不備による証拠隠滅したことによる「前記同条文（民訴規 6 7 条 1 項 3 号）」の民事訴訟手続規則の規定に違反の「法令違法」がある。及び調書（甲 1 の 2）（甲 9 0）に「出頭した代理人の氏名野田」が記載されていない「重要な事項」の「前記同条文（民訴規 6 6 条 1 項 4 号）」の民事訴訟手続規則の規定に違反の「重要な事項」の「法令違法」がある。前記調書に記載がされてない「重要な事項」は重大な「瑕疵」がある。特に前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」の「重要な事項」を調書に記載不備による証拠隠滅したことは 介在者の責任について当否認否の審理等を不可能にしたこと、真実を解明できなくしたこと、「介在者の責任」を故意に否定したその前記「重要な事項」を記載不備による証拠隠滅したことは 前記すべての極めて「重要な事項」の「法令違法」がある。その事実につき判決（甲 7）の理由中にその理由が示されていない。同判決の主文二、原告の被告株式会社有職に対するその余の請求及び被告新井賢治に対する請求をいずれも棄却する。その棄却判断は記載不備による証拠隠滅した「法令違法」がある事実がありながら その判決理由中に前記すべての「法令違法」につき理由が示されていないことから棄却判断を導き出したことは前記「判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（民訴法 2 5 3 条 1 項）」及び「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項 3 号）」民事訴訟手続法の規定に違反の「法令違法」であり、その判断の理由不備（以下「判断に理由不備」という）がある。その「判断に理由不備」とは「主

文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けていること（判例時報 1684 号 60 頁上から 2 段目下から 4 行目）」を意味している。その「判断に理由不備」によるその事実から原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等した。及び「別件控訴審」は「別件第一審」につき前記のとおり「法令違法」がある及び「判断に理由不備」がある。その事実から第一審判決を取り消さなければならないが否定の棄却判決をしたことは「前記同条文（民事訴訟法 306 条）民事訴訟手続法の規定に違反の「法令違法」該当がある。その「法令違法」をもって原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決した。前記「別件第一審」「別件控訴審」の棄却判決等は原告が求めた裁判上の利益につき、「裁判所」は悪質な職権の公権力行使をもって原告及び控訴人の損害賠償請求に対し法的利益が否定された実質一円の法的利益も受取り得ない当該不利益処分による事実誤認不当違法による棄却判決等した。すなわち 判断の遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）に該当する。

イ）前記の主張のとおりから、原告及び控訴人の賠償請求に対し、法律的利益が受けられなかった当該不利益処分の棄却判決等されたことは その理由の前記すべての「重要な事項」のすべての「法令違法」があることにつき、判決（甲 7）（甲 8）の理由中に結論（棄却判決処分）を導く上で理論的に理由を必要とするその理由が示されてない前記「判断に理由不備」があることから当該不利益処分による棄却判決の主文を導き出した。判例時報 1684 号 60 頁上から 3 段目、下から 9 行目引用、「その判断が判決の結論を導く上で理論的に必要となる事項は、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」に当たり、これに関する判断の遺脱は再審事由に該当する（民訴法 338 条 1 項 9 号）」、の記載から「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」に該当する。及び前記すべての「重要な事項」の「法令違法」について、判断の理由中に理由が示されていない「判断に理由不備」をもって原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等したことは判決の主文に影響する判断をした判決棄却であり、実質的に法律的利益が得られなかった当該不利益処分による棄却判決は、判断中に前記理由が抜けて漏れた判断であるから「判断に遺脱があったこと」に該当し、前記のすべての理由から「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと

挿入

(民事訴訟法 338 条 1 項 9 号)」規定に該当する違法である。再審請求の事由がある。

ウ) 前記〔あ〕「1 から 2 3 項までの質問部分」及び〔い〕「紹介した介在者を知っているか、知らない」の「重要な事項」の質問及び証言の陳述が前記調書に記載されていない記載不備による証拠隠滅があることは 訴訟上で提出した陳述による攻撃防御方法たる事項であり、訴訟上に適法に提出した攻撃防御方法たる事項を記載不備による証拠隠滅したことは「攻撃又は防御の方法は、適切な時期に提出しなければならない (民訴法 156 条)」規定に違反の「重要な事項」(以下「重要な事項」という)の「法令違法」(以下「法令違法」という)である。原告及び当事者証人が提出した攻撃防御方法の事項の「1 から 2 3 項までの質問部分」「紹介した介在者を知っているか、知らない」が記載されていないことは「裁判所」の公権力行使をもって証拠隠滅による原告・証人の主張権利を剥奪した。それにつき 前記のとおり 判決(甲 7)の判決理由中に理由が示されていない「判断に理由不備」があり 判決の主文を導き出すために責任がある当否認否等の争いにつき、判断に影響する前記「重要な事項」の「法令違法」をもって証拠隠滅したことは 当然に判決の結論に影響があるものであり、及び前記すべての「重要な事項」について「法令違法」した事実につき 判決の理由中に理由が示されていないことから 原告の賠償請求に対して当該不利益処分による棄却判決等しことは「判断の遺脱があったこと」に該当する。よって「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと(民事訴訟法 338 条 1 項 9 号)」規定に該当するから再審の請求を求める。及び 前記ア)、ないしウ)、の理由は最高裁判所の「職権破棄」の事由に該当「職権調査事項であると否とを問わず、当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で、当然判決の結論に影響あるものに対し、判決理由中で判断を示さなかった場合である(大判昭 7・5・20 民集 11-1005)」判例に該当する。よって「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと(民事訴訟法 338 条 1 項 9 号)」に該当する。

エ) 原審「別件第一審」「別件控訴審」において、判決(甲 7)の主文二、原告の被告(株)有職に対するその余の請求及び被告新井賢治に対する請求をいずれも棄却する。前記「その余の請求」とは 被告(株)有職に対して請求部分の余があると解釈

できることから主文一の一部勝訴の判断以外に、主文二の前記「いずれも棄却する」判断であるから被告（株）有職及び新井のいずれに対しても棄却判断が成立する。及び判決（甲 8）の主文、1、本件控訴を棄却する。前記その棄却には実質一円の法的利益も受け取れない全部棄却に該当する判断であり、その判断には前記「重要な事項」の「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」をした事実につき 前記〔お〕イ）のとおり「前記同条文（民事訴訟法 306 条）」規定に違反があり その違反につき判決理由中にも判断理由が示されていない「判断に理由不備」をもって棄却判決等した。前記「別件第一審」「別件控訴審」の棄却判決は 被告及び被控訴人の損害賠償責任を故意に看過し見逃したことであり 原告及び控訴人の損害賠償請求を否定した不利益処分の棄却判決等は 判決（甲 7）（甲 8）のいずれの判断にも「判断に影響を及ぼした」及び「判断の遺脱」があったことに該当する。よって「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民事訴訟法 338 条 1 項 9 号）」の事由がある。

オ) 前記のまとめ、前記ア)、ないしエ)、の主張から、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）」規定に該当する違反である。よって 再審請求の事由がある。よって 再審の請求をする。

5) 前記すべての主張から なお再審の事由等がある。

ア) (1) 判例時報 1684 号 60 頁下から 2 段目 1 行目) 引用、再審事由たる判断遺脱（民訴法 338 条 1 項 9 号）における「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」とは、判決の結論を導き出すために論理的に判断が必要とする主要事実をいい（以下「**主要事実**」という）について、前記引用の「判決の結論を導き出すために論理的に判断が必要とする「主要事実」とは、原審「別件訴訟事件」「別件控訴事件」の両裁判所（以下「**両裁判所**」という）の訴訟の行為において、前記主張のとおり前記「重要な事項」の「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の「法令違法」があり、及び「瑕疵」が存在することをいう。その事実から、判決の主文を導き出すための「両裁判所」の公権力行使による 法律的效果の発生を目的とする法律行為の判決につき前記「法令違法」をもって 当該不利益処分の棄却判決の主文を導き出した。その事実

から 前記の「論理的に判断が必要とする主要事実」とは 判決（甲 7）（甲 8）において 前記すべての「重要な事項」の「法令違法」は裁判上で絶対にあってはならない「法令違法」の極めて重要な事項の「主要事実」であり、前記棄却を導き出した判決の理由において、「論理的に判断が必要とする」ことでありながら 故意に看過して判断の理由中にその理由を示さなかった「判断に理由不備」があり、理論的判断が否定され、訴訟行為上の判決の主文が棄却判断されたことは「判断に遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）」に該当し、前記すべての「重要な事項」の「法令違法」が存在している「主要事実」があることをもって 訴訟行為上の判決の主文が棄却判断されたことは明らかに判断に影響を及ぼした「判断に影響を及ぼすべき重要な事項（民訴法 338 条 1 項 9 号）」に該当し、前記の事実から棄却判決したことは「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）」に該当する。よって、再審の請求が認められる理由がある。再審の請求をする。

イ）判例時報 1684 号 60 頁上から 3 段目、10 行目）引用、職権破棄の要件たる「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反」とは、前記「裁判所」の公権力行使の職権による「法令違法」は破棄に該当の当該「職権破棄」の事由である。及び最高裁判所の民事訴訟規則・民事訴訟法の解釈の適用を誤ったり又は違反した訴訟行為は無効であるに該当する。すなわち前記「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の事実が「職権破棄」の要件に該当する。前記引用の「職権破棄」の要件とは、職権により破棄すべき事由であり、「最高裁判所は訴訟に関する手続に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法 77 条）」の規定及び「この法律に定めるもののほか、民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める（民事訴訟法 3 条）」規定から、「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の「法令違法」があることは最高裁判所が定めた前記民事訴訟法 3 条の規定に違反であり、及び前記憲法 77 条規定に違背する「違憲」である。親分の最高裁判所が決めた法規を子分の下級「裁判所」らが前記「法令違法」をしたことは 親分子分関係から違法である事実があるとき、親分の最高裁判所の職権は子分に対し責任をもって処分をする権力的権限をいい、他の条令に適合する必要もなく 絶対的な処分を

する責任的職権の権限である。「職権的破棄」とは、親分の最高裁判所の職権をもって子分の「裁判所」らの行った訴訟行為に違法があるときはただちに無条件に破棄処分をする権限の行使を意味している。前記すべての「法令違法」理由から親分の最高裁判所に重大な管理監督の不行き届き責任があり、前記「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の「法令違法」した事実は「職権破棄」の要件であり、「職権破棄」の事由に該当するから判決（甲 7）（甲 8）をただちに破棄処分にしなければならない。「職権破棄」の事由とは「当事者の異義や申立てを待たずに、裁判所が一定の訴訟上の事項につき自ら進んで調査し、判断する事項」である。すなわち 最高裁判所の「職権破棄」の事由から判決（甲 7）（甲 8）及び「全事件」のすべての判決及び調書決定を破棄し ただちに自発的に他の意見等を待たずに 最高裁判所の職権をもって 本件事件のすべての判決及び調書決定を破棄し再審による適法な判決をしなければならない。前記「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」は最高裁判所の前記当該「職権破棄」の事由があるから再審の請求を求める。

3、憲法違反について、

前記すべての事由をもって下記に「違憲」主張する。

念のために、本件前記後記すべての主張につき「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない（憲法 16 条）」（以上以下「前記同条文（憲法 16 条）」という）請願権を含めて下記主張する。

（1）はじめに 全事件の事実の概要及び違法「違憲」等について、

ア）前記 第 2、再審請求の理由 のすべての事由のとおりであるが、整理して要点を下記に記述する。原審「別件訴訟事件」の「裁判所」の裁判官及び職員（以下「裁判所」という）の公権力行使には「法令違法」があり、前記〔あ〕の「1 から 2 3 項までの質問部分」、及び前記〔い〕の「紹介した介在者を知っているか、知らない」が調書に記載されていない「前記同条文（民訴規 6 7 条 1 項 3 号）」規則の規定に違反した「法令違法」がある。前記〔う〕の出頭した代理人の氏名「野田」が記載されていない「前記同条文（民訴規 6 6 条 1 項 4 号）」規則の規定に違反した「法令違法」があ

る。前記〔え〕「宣誓書」に矛盾がある前期「民訴規 1 1 2 条 5 項、民訴規 1 1 2 条 4 項」規則の規定に係る違反相当又は類推解釈違反の「法令違法」がある。前記〔お〕「別件控訴事件」の「裁判所」は前記民事訴訟手続規則・法の規定に違反の前記第一審判決に対して 取消しを否定した「前記同条文（民事訴訟法 3 0 6 条）」規則の規定に違反の「法令違法」がある。及び前記〔あ〕ないし〔お〕すべての「法令違法」等がある。それに関係して前記「一連する違法」がある。前記その事実から 後記の憲法違反（以下「違憲」という）がある。

イ）本件に至る過程の下記すべての事件、東京地方裁判所平成 8 年（ワ）第 1 7 0 3 3 号事件（平成 1 1 年 3 月 8 日判決）、東京高等裁判所平成 1 1 年（ネ）第 4 0 8 9 号事件（平成 1 1 年 1 2 月 2 0 日判決）、東京地方裁判所平成 1 8 年（ワ）第 2 2 2 7 8 号事件（平成 1 9 年 6 月 1 5 日判決）、東京高等裁判所平成 1 9 年（ネ）第 3 6 5 5 号事件（平成 1 9 年 1 0 月 3 0 日判決）、最高裁判所平成 2 0 年（オ）第 2 8 0 号事件（平成 2 0 年 3 月 2 7 日調書決定）、最高裁判所平成 2 0 年（受）第 3 2 5 号事件（平成 2 0 年 3 月 2 7 日調書決定）、最高裁判所平成 2 0 年（ヤ）第 1 1 4 号事件（平成 2 0 年 7 月 7 日調書決定）、最高裁判所平成 2 1 年（ヤ）第 8 2 号事件（平成 2 1 年 3 月 1 6 日調書決定）、最高裁判所平成 2 1 年（ヤ）第 1 3 4 号事件（平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日調書決定）、最高裁判所平成 2 2 年（ヤ）第 1 1 2 号事件（平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日調書決定）、東京地方裁判所平成 2 3 年（ワ）第 2 9 7 5 1 号事件（平成 2 4 年 2 月 1 0 日判決）、東京高等裁判所平成 2 4 年（ネ）第 1 5 0 7 号事件（平成 2 4 年 6 月 2 8 日判決）、最高裁判所平成 2 4 年（オ）第 1 7 7 8 号事件（平成 2 4 年 1 2 月 4 日調書決定）、最高裁判所平成 2 5 年（ヤ）第 6 8 号事件（平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日調書決定）、最高裁判所平成 2 6 年（ヤ）第 1 0 6 号事件（平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日調書決定）の全事件（以下「全事件」という）の「全裁判所」（以下「全裁判所」という）の裁判は前記民事訴訟手続規則・法等の規定に違反等の「法令違法」があるにもかかわらず 本件「全事件」の「原審別件原告ないし本件上告人ら」（以下「原審別件原告ないし本件上告人ら」という）の損害賠償請求に対して 当該不利益処分による棄却判決等及び調書決定処分（以下「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」という）

したことは 前記後記のすべての法令違法及び後記「違憲」等がある。(前記の決定処分とは最高裁判所の「調書(決定)」の棄却判決処分を意味する。)

ウ)「1から23項までの質問部分」及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」の「重要な事項」の民訴規67条1項2号(法改正前)規則規定に違反した「法令違法」につき、最高裁判所が 前記同規則規定を民訴規67条1項3号に規則規定を変更(以下「3号に変更」という)して、最終の民訴規67条1項8号として新設することが順当であるが新設の規則規定を民訴規67条1項2号として新設法令挿入(以下「新設法令挿入」という)した。本件事件は「裁判所」の国家公務員の前記「法令違法」等後記「違憲」から重大な事件性があることから「裁判所」は前記「新設法令挿入」及び「3号に変更」をもって 裁判所の責任を回避する目的による解決効果を狙った故意の「新設法令挿入」と理解できる。詳細は後記《く》イ)、等にて主張する。

エ) 前記のとおり、今日現在まで「全事件」の「原審別件原告ないし本件上告人ら」に対して 前記「裁判所」の公権力行使による「法令違法」等がある原因から 長期間にわたり時間的物質的精神的な被害を与えたことは一刻も早く救出の擁護が必要であった。「全裁判所」は前記「裁判所」の「法令違法」したことにつき、「原審別件原告ないし本件上告人ら」の主張内容の法令適合性のみを問題にして、自らの裁判所が侵した前記「法令違法」の根本的な法理念や法源に関わる重大な前記「すべての法令違法」を故意に看過して「全事件」のすべてに棄却判断した。すなわち 被害を受けた「原審別件原告ないし本件上告人ら」に対して救出の人権擁護(下記憲法99条)する立場の判断がない。「全事件」の裁判官らは 前記「裁判官は法を知る原則」の理由から前記「すべての法令違法」及び基本的人権等の違憲がある事実につき 熟知認知認識確認できることながら棄却判決したことは 前記同人権擁護を否定した法理念の根本的精神の欠落である。そのことは 前記法的に良心のない不適法による棄却判断したというべきであり、及び後記すべての基本的人権等が侵害された「違憲」があることより「全事件」の棄却判決は 基本的人権の公正平等の裁判請求権、手続き保障請求権及び訴訟手続全般にわたってその法的要件を否定したことであり、著しく国家社会的妥当性を欠き国家社会の構成員の国民の権利である基本的人権、その他一般

的人権・利益ないしその発展を著しく阻害する行為であり、その高度の違法性は 法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障 侵害の防止）侵害した。その侵害は特に公正な社会構成に大切な「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（民法 1 条 2 項）」規定に違反であり、及び 公権力行使の権利の濫用禁止の「前記同条文（民法 1 条 3 項）」規定に違反であり、ほか前記同様の「一連する違法」及びそのうちの 社会秩序の大切な公序良俗に反する「前記同条文（民法 9 0 条）」規定に該当の強行規定に違反であるから、不法行為「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護されている利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（民法 7 0 9 条）」規定に該当違反である。「全裁判所」の公権力行使により被害を受けた上告人らは 後記すべての違憲があることは 一刻も早く「裁判所」自身が自発的に自首すべき事案であり、自白自訴して解決すべきであった。それは裁判官の常識及び良識ではないでしょうか。すなわち「全裁判所」は前記不適法の「法令違法」や後記「違憲」を絶対にしてはならないことである。裁判所が侵した本件事件は国民全般に関わる大事件である。極まる悔やみと記述する。

オ) 前記「全裁判所」の「全事件」において、「**本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」したことは 本件事件につき「原審別件原告ないし本件上告人ら」は多くの弁護士に対して相談及び訴訟依頼等したが引受けがなく 法の知識の未熟な国民の素人が提起した本件「全事件」である。その国民の事情から「原審別件原告ないし本件上告人ら」にいかなる手落ち（失当）があっても「全裁判所」は前記〔か〕の「裁判官は法を知る原則」の理由から 前記「裁判所」による「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」等につき熟知認知確認できることながら自白自訴しなかった。その裁判所の公権力行使による被害の原因に 前記違法等の主張 及び裁判所には「職権破棄」の事由があること 及び後記多くの「違憲」があることから「全裁判所」は被害に対して救出の擁護をしなかったことは 最高法規「国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法 9 9 条）」の擁護する義務の規定に違反の「違憲」である。

カ) 前記のすべての理由から、「国は 公権力行使に当たる公務員が、その職務を行う

について、故意又は過失によって違法に他人の損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる（国家賠償法1条）」（以下「前記同条文（国家賠償法1条）」という）規定に該当の違法がある。前記「すべての法令違法」及び「一連する違法」から「全裁判所」が職権の公権力行使をもって「原審の原告ないし本件上告人ら」の後記基本的人権の権利等の「違憲」から棄却判断をもって前記「法令違法」等及び法的利益等を不適法に侵害した。被上告人国は損害賠償の責任を免れない。

キ）前記後記すべての事由のとおり、本件につき原審「別件訴訟事件」の渡邊左千夫裁判官を後記《し》2）以下に記載の裁判官弾劾法に基づき訴追請求した。裁判官弾劾法に基づく裁判官弾劾裁判所の機構の部署の裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という）「訴追委員」ら（以下「訴追委員」ら という）は裁判官訴追審査事案決定通知（裁判官訴追審査事案決定通知（写し）16.2, 23、証拠説明書平成23年11月28日付提出 添付4）（以下「訴追決定通知書、添付4」という）のとおり 前記本件すべての「法令違法」に対比して 不適法の不訴追の決定処分（以下「不訴追の決定処分」という）をした。本件事件につき同「不訴追の決定処分」は絶対にあってはならないことある。前記のとおり「裁判所」ほか「全裁判所」棄却判断等 及び「訴追委員」による多くの後記「違憲」がある。前記のとおり 渡邊左千夫裁判官を裁判官弾劾法に基づき「訴追委員会」に訴追請求した。国民は公務員を罷免する権利（後記の憲法15条）「違憲」がある。しかしながら 元法務大臣の森山眞弓が本件の事案に介入して 訴追委員長になり、同裁判官の罷免請求を否定する「不訴追の決定処分」にしたことは国民の代表の国会議員の「訴追委員」らによって 国民の基本的人権の公務員を罷免する権利（後記の憲法15条）を否定した侵害の「違憲」がある。

ク）前記の主張の「原審別件原告ないし本件上告人ら」の立場の上告人らと 私人の国民の立場とする主張の「上告人ら及び国民」（以下「上告人ら及び国民」という）も一般国民に含めて「国民からの訴追請求」（以下「国民からの訴追請求」という）に対して、裁判官訴追委員会は後記《し》2）裁判官訴追委員会各種統計集（記載につき照合）の多くの「不訴追の決定処分」（前記と同様に以下「不訴追の決定処分」という）にした。その事実は 後記違法及び基本的人権等ほか権利を否定等侵害した下記多く

の当該「違憲」がある。

（２）憲法違反につき具体的に主張する。

前記すべての主張 及び第２、再審請求の理由の前記すべての事由及び「前記後記すべての事由」から 憲法違反（以下「違憲」という）がある。下記に主張する。

《あ》基本的人権の享有と本質「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現

在及び将来の国民に与えられる（憲法１１条）」（以下「前記同条文（憲法１１条）」と

いう）。「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》」記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら（以下「全事件」の裁判官ら」という）及び「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。本条の「人権」の意味は、人間は人間として生まれながらに持っている権利があり、道徳的権利があるとされ、普遍的な道徳権利がある。その権利は道徳上のすべての人間の間に普遍的に配分されるべきものが人権である。しかしながら本件に関わった「全裁判所」の「裁判所」裁判官ら

公務員 及び後記《し》記載の「訴追委員」ら（以下「裁判所」「訴追委員」ら」という）の前記棄却処分等「法令違法」及び「不訴追の決定処分」による本条の人権侵害があった。「前記後記すべての事由」のとおり前記すべての「法令違法」があり、「裁判所」「訴追委員」らによって「上告人ら及び国民」及び「国民からの訴追請求」に対して 前記普遍的に配分された人権を侵害されたこと 本条の侵すことのできない永久の権利が保障された不可侵の基本的人権を侵害した「前記同条文（憲法１１条）

違憲である。及び個別の基本的人権とは 後記の「前記同条文（憲法１２条）」「前記同条文（憲法１３条）」「前記同条文（憲法１４条）」「前記同条文（憲法１５条）」「前記同条文（憲法１６条）」「前記同条文（憲法１７条）」「前記同条文（憲法３１条）」「前記同条文（憲法３２条）」「前記同条文（憲法９７条）」の侵害することのできない国民に保障された永久の権利の基本的人権享有を侵害された本条「前記同条文（憲法１１条）」

「違憲」であり、国民の極めて重要な基本的人権の前記「前記同条文（憲法１１条）」

規定を侵害した重大な「違憲」、及び後記する最高法規の基本的人権の本質の「前記同条文（憲法 97 条）」等「違憲」である。下記に個別に「違憲」主張する。

《い》自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ（憲法 12 条）」（以下「前記同条文（憲法 12 条）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは「全事件」の裁判官らの本条侵害の「違憲」該当である。「この憲法が国民に保障する自由及び権利」の、「自由」の意味は、法規範からの自由、規範によって拘束されないこと、「法的自由」の意味は、法的義務を定めた法的要件に該当しないこと、をいい、同憲法が保障する自由・権利はすべて国民に対して平等に保障されているが「裁判所」の「前記後記すべての事由」から「法令違法」をもって損害賠償請求を否定した「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」したことは「原審別件原告ないし本件上告人ら」に対して 前記保障された「自由」「法的自由」が侵害された。「裁判所」は公務員としての法的な権利と私人の国民としての権利を共有しているから 公務員の公権力の行使の権利の濫用禁止「権利の濫用は、これを許さない（民法 1 条 3 項）」規定に違反と合わせて、本条の権利の濫用に該当し 本条の「国民は、これを濫用してはならない」規定に違反の「違憲」である。「原審別件原告ないし本件上告人ら」の自由・権利を違法に侵害した。及び本条「常に公共の福祉のために利用する責任を負う」の意味の本条の「常に」は いつも、永久に、変わらず、の意味から、及び「公共の福祉」とは、他者の人権を保護するためにのみ制限される という解釈から、「裁判所」の前記「法令違法」等「前記同条文（民法 90 条）」違反した公序良俗違反等前記「一連する違法」は 本条の「常に公共の福祉のために利用する責任を負う」規定を否定した「前記同条文（憲法 12 条）」「違憲」である。公務員は一般国民の資格がある以上 一般国民として法令を守り、さらに公務員は一般国民にその規範を示さなければならない立場である。しかしながらその「裁判所」の公務員による公権力行使の職権をもって 前記すべての「法令違法」

による「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」したことは前記国民に保障された自由及び権利の保持義務に違反した。本条「前記同条文（憲法12条）」「違憲」である。「前記同条文（憲法12条）」違憲は極めて重要な基本的人権に関わる前記「前記同条文（憲法11条）」違憲である。及び後記最高法規「後記同条文（憲法97条）」「違憲」である。

《う》個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（憲法13条）」（以下「前記同条文（憲法13条）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは「全事件」の裁判官らの本条侵害の「違憲」該当である。

本条「前記すべての国民は個人として尊重される」意味は、本条の個人の尊厳と人格価値の尊重を宣言したものである（最大判昭23・3・24裁時9・8）判例から「裁判所」の公権力行使の前記すべての「法令違法」「一連する違法」及び前記後記の本件すべての「違憲」（以下「すべての違憲」という）該当による「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」したことは、「原審別件原告ないし本件上告人ら」の国民に対し 最大の尊重されるべき個人の尊厳、個人の人格権（人格価値）につき尊重されるべきであるが、「裁判所」の前記すべての「法令違法」をもって「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」したことは本条の国民の個人の尊厳及び人格権を否定した「前記同条文（憲法13条）」「違憲」である。「生命」の意味は、物事の存立にかかわるような大切な点・ものをいい 基本的には財産権も入っている。「裁判所」の前記「すべての法令違法」による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」は「原審別件原告ないし本件上告人ら」の国民にとって必要欠くべからざる法益及び利益（損害賠償の金員等）を侵害され、及び会社運営上 及びそれに関係する個人の生活維持のための物事の存立にかかわるような大切なもの＝財産権（裁判上の法益）を違法に侵害された。「自由」とは、「原審別件原告ないし本件上告人ら」は違法行為などがないことから前記法的自由の法的義務を定める法的要

件に該当しない自由がある。「原審別件の原告及び控訴人」はその「自由」の身でありながら、「裁判所」の公権力行使をもって「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」した法益及び利益権利の侵害の処分されたことにより企業活動及び個人生活活動の「自由」を制限された事は「自由の権利」を侵害した本条「違憲」である。

訂正 幸福追求とは、公権力が法律に基づいて一定の処置をとる場合、その処置によって重大な損失を蒙る個人は、その処置がとられる過程において適正な手続的処遇を受ける権利を有すると解され、基本的には本条の「幸福追求権」にあると解される。すれば「裁判所」による公権力行使の「法令違法」をもって「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」された事実は手続的処遇を受ける権利を侵害されたこと、その根源の損害賠償金の請求につき 前記「すべての法令違法」をもって「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」は「前記同条文（憲法 1 3 条）」の「違憲」であり、国民の個人としての人格権、生命、自由、幸福追求の権利を否定した侵害であり 司法上事実上の同権利を侵害した本条の「幸福追求権」の侵害に該当する。本条同「前記同条文（憲法 1 3 条）」「違憲」は極めて重要な基本的人権に関わる「違憲」であり、前記の「前記同条文（憲法 1 1 条）」違憲であり、憲法 9 7 条において「この憲法が国民に保障する基本的人権」と言っていることから国民に保障する基本的人権の幸福追求の諸権利が侵害され 後記最高法規「前記同条文（憲法 9 7 条）」規定に違反の「違憲」（以下「憲法 9 7 条違憲」という）である。

《え》法の下の平等「すべての国民は、法の下に平等であつて、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（憲法 1 4 条）」（以下「前記同条文（憲法 1 4 条）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》」記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら及び「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。「法の下に平等」の意味は、福沢諭吉が「天の下に人を造らず、人の下に人を造らず」と言ったことは、人間平等の理念の表明であり、人間的価値において等しいという理念であり、「権利の平等」はまさにその意味であり、法の下での「平等」と

いう観念は、法律上の有利又は不利に扱うことを禁止する効果を有することであり、差別してはならないと厳密的に確定してもよい。前記「法令違法」をしたことをもって「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」、及び「上告人ら及び国民」に対して「訴追委員」らが「不訴追の決定処分」した事実は前記「権利の平等」を侵害した。「政治的、経済的又は社会的関係」とは、「全事件」の訴訟上においても「原審別件原告ないし本件上告人ら」は私人であり、「裁判所」「訴追委員」らの公務員は公人である。その私人と公人の社会的関係であり 公人は私人を人間として差別してはならない国民としての同等の関係である。しかしながら「裁判所」「訴追委員」らの公務員による公権力行使をもって前記「本件すべての法令違法」をした事実から「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」及び「上告人ら及び国民」に対して「訴追委員」らの「不訴追の決定処分」された事実は悪意に満ちた高度な違法の不平等の取扱いによる差別の処分にされた。及び「すべての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、差別されてはならない（国家公務員法 27 条）」規定に違反であり 公務員がしてはならない平等及び差別してはならない規定に違反した。「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」及び「上告人ら及び国民」に対して「訴追委員」らの「不訴追の決定処分」にしたことは 前記より法の下で平等であるべきが 事実として差別されたことによる本条「前記同条文（憲法 14 条）」「違憲」である。同「違憲」は極めて重要な基本的人権に関わる前記の「前記同条文（憲法 11 条）」違憲である。及び最高法規「憲法 97 条違憲」である。

《お》法定手続の保障「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われない（憲法 31 条）」（以下「前記同条文（憲法 31 条）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは「全事件」の裁判官らの本条侵害の「違憲」該当である。憲法において最高裁判所は民事訴訟手続に関する規則を定める権限「最高裁判所は、訴訟に関する手続に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法 77 条）」規定から規則を定める権限が認められている。しかし 本条「法律の定める手続によらなければ」とは、最高裁判所が決めた訴訟手続規則及び民事訴訟法の規

定に基づいて適法でなければならないことを意味し、本件の「原審別件原告ないし本件上告人ら」は適法な手続的処遇を受ける権利があり 手続が公正に実施すべきでありながら、本件の「原審別件原告ないし本件上告人ら」当事者及び証人は、「裁判所」の「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法違反」の前記すべての「法令違法」をもって 前記最高裁判所が決めた訴訟手続規則及び民事訴訟法の規定に違反する「法令違法」した。その事実は本条の「法律の定める手続によらなければならない」規定に該当する違反であり、「生命若しくは自由を奪われない」の「生命」の意味は、前記憲法 13 条で主張のとおり、物事の存立にかかわるような大切な点・ものをいい 基本的には財産権も入っている、及び「自由」の意味とは法的義務を定める法的要件に該当しない自由である。その「生命」の損害賠償請求権 及び「自由」の身でありながら 本条の生命・自由を「裁判所」の前記すべての「法令違法」の事実から「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」によって侵害された。その事実は「原審別件原告ないし本件上告人ら」の国民にとって必要欠くべからざる法益及び利益（損害賠償の金員）を侵害され、及び会社運営上 及びそれに関係する個人の生活維持のための物事の存立にかかわるような大切なもの＝財産権（裁判上の法益）を否定され侵害された。及び「自由」の身でありながら、「裁判所」の公権力行使の「法令違法」をもって「**本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」されたことは前記自由の権利の侵害による企業活動及び個人生活活動の「自由」を制限され、個人的権利の「自由の権利」が侵害された。「生命・自由の権利」が侵害された本条「前記同条文（憲法 3 1 条）」「違憲」である。及び極めて重要な基本的人権に関わる前記の「前記同条文（憲法 1 1 条）」違憲である。及び最高法規「憲法 9 7 条違憲」である。

《か》 「何人も、裁判において裁判を受ける権利を奪はれない（憲法 3 2 条）」（以下「前記同条文（憲法 3 2 条）」という。）前記**再審の事由の当該民訴法 3 3 8 条 1 項 9 号規定に該当違反の理由は本条「違憲」**である。及び「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」されたこと、及び後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら及び

「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。注釈として、訴追委員会の前記不訴追の決定処分行為は裁判官弾劾法に基づく 弾劾裁判所の部署に所属する訴追委員会であり 初判断の権限行為は同裁判所と同等である。裁判を受ける権利とは、すべての人の権利であり、自由を保護し、不法な侵害を排除するための手続きを保障するものであり「裁判所」「訴追委員」らは法の定める正規の組織・権限・手続をもって公正であらねばならない。及び当事者の紛争解決にふさわしい手続保障を伴う裁判及び訴追判断でなければならない。これらは公正な裁判及び公正な訴追判断のために重要なことである。しかしながら「裁判所」の公務員による公権力行使をもって 前記「本件すべての法令違法」による「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」及び「上告人ら及び国民」「国民からの訴追請求」に対して「**訴追委員**」らの「**不訴追の決定処分**」をされた事実（下記《し》を照合）は 前記のとおり前記「公正な裁判であらねばならない」「公正な訴追判断でなければならない」の権利を侵害された本条「違憲」である。及び「前記すべての事由」のとおりから「裁判所」の前記すべての「法令違法」による「原審別件原告ないし本件上告人ら」に対して「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」及び「上告人ら及び国民」「国民からの訴追請求」に対して前記同「**不訴追の決定処分**」をした事実は、「本条は、訴訟の当事者が訴訟の目的たる権利関係につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提として本案の裁判を受ける権利を保障したものである（最大判昭和35年12月7日民集14-13-2964）」の判例を否定した該当の違反であり、前記のとおり公権力行使による「原審別件原告ないし本件上告人ら」「国民からの訴追請求」に対して 法律上の利益 権利を奪い 不公正 不平等の裁判及び訴追判断により公正平等の適正な裁判及び訴追判断を受ける権利を侵害された本条「前記同条文（憲法32条）」「違憲」である。前記すべての「法令違法」は基本的人権、その他一般的人権・利益ないしその発展を著しく阻害する行為であり、その高度の違法性は 法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障 侵害の防止）侵害から公正な社会構成に大切な社会的秩序を否定した不適法があるから「裁判所」「訴追委員」らは絶対に侵害してはならない本件正当な裁判を受ける権利を侵害した本条「前記

同条文（憲法 3 2 条）」「違憲」である。「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」ことは「「裁判所」「訴追委員」ら」が全裁判及び多くの訴追請求事案（後記《し》照合）につき 国民からの期待された信頼を裏切った重大な前記不適法があり、「裁判所」及び「訴追委員会」の信用・信頼を自ら超越的に破損させた「前記同条文（憲法 3 2 条）」「違憲」であり、なお極めて重要な基本的人権に関わる下記の「前記同条文（憲法 1 1 条）」違憲である。及び最高法規「憲法 9 7 条違憲」である。

《き》憲法法律に拘束「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される（憲法 7 6 条 3 項）」（以下「前記同条文（憲法 7 6 条 3 項）」という）。前記再審の事由の当該民訴法 3 3 8 条 1 項 9 号規定に該当違反の理由は本条「違憲」である。及び「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら及び「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。本条の規定において、「別件訴訟事件」「別件控訴事件」及び前記ほか「全事件」の裁判官の職権 及び「訴追委員」ら（下記要約、裁判官弾劾法の裁判官と同等の職権がある）につき独立して判断できることは認めますが、本条裁判官（訴追委員ら含む）の個人の良心という意味は、客観的な価値観・信念・人生観・世界観などを指すものではなく「裁判官（「訴追委員」ら含む）としての客観的な良心があること」客観的とは普遍性、すなわち 憲法・法律の定めに従ってすべてのものに通ずる性質の良心をもって 国民すべてに通じる良識と道徳観がある裁判及び訴追判断せよと本条憲法は言っている。及びこの憲法及び法律にのみ拘束されるという意味は、この憲法及び法律に拘束・従うことであり違反してはならないことを言っている。しかしながら「裁判所」は前記「民事訴訟手続規則・法の規定に違反」した「法令違法」の事実から「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」したこと 及び「訴追委員会」による後記「不訴追の決定処分」したことは、（前記のとおり「訴追委員」らは、裁判官弾劾法に基づく弾劾裁判所裁判官と同部署

の最初の同目的の判断をする同権限があることから 本条で言う「裁判官」と同質の職務をしている故に同「裁判官」と同職権がある) 前記同「裁判官」(訴追委員ら含む)の個人の良心を否定するところの本条の「違憲」であり、良心と職権(憲法76条3項)という意味は「裁判官の良心と職権とは、自己内心の良識と道德感に従うことを意味する(最大判、昭和23.11.17 刑集2-12-1565)」。

その同「裁判所」「訴追委員ら」の公務員は良心と良識のある道德感に従い職権をもって審判判断をすべきところ、前記のとおり良心道德感に従っていない。本条「この憲法及び法律にのみ拘束される」という意味は 憲法法律を遵守しなければならないところ、「前記後記すべての事由」どおり 民事訴訟手続法の規定に違反する前記すべての「法令違法」した。「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び「上告人ら及び国民」「国民からの訴追請求」に対して前記後記の「訴追委員」らの裁判官「弾劾法2条1号・2号」規定に違反(後記《し》照合)の「不訴追の決定処分」による法令違反及びそれに準じて「違憲」(詳細は後記《し》等ほか「違憲」照合)があることは 本条「前記同条文(憲法76条3項)」の「違憲」である。及び「裁判所」及び「訴追委員会」の絶対に必要な信頼を損ねた本条「違憲」である。及び前記の理由から国民に対して擁護する義務を否定した下記最高法規「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」前記同条文(憲法99条)「違憲」(以下「憲法99条違憲」という)である。

《く》「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する(憲法77条)」(以下「前記同条文(憲法77条)」という)「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」された事実があることは最高裁判所及び高等裁判所及び地方裁判所の管理監督する責任があることから **最高裁判所は**各同裁判所の管理監督不行き届きによる本条侵害の「違憲」該当である。ほか違法「違憲」がある。

ア)「司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う(裁判所法80条1項)」、「最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する(裁判所法80条1項1号)」、「各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄

挿入

区域内の下級裁判所及びその職員を監督する（裁判所法 80 条 1 項 2 号）」、「各地方裁判所は、その地方裁判所のその職員を監督する（裁判所法 80 条 1 項 3 号）」法令による監督しなければならない。及び特に 最上位の監督権が最高裁判所あることは 最高裁判所及び本件の被上告人国は前記「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」「一連する違法」前記後記すべての「違憲」が起きないように、特に前記調書（甲 1 の 1）（甲 1 の 2）（甲 90）の「法令の違法」の調書を作成しないように、管理監督の不行届きの責任は免れない。及び「民事訴訟法に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める（民事訴訟法 3 条）」規定 及び前記「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法 77 条）」規定から 最高裁判所によって制定された規則の規定について、すべての「裁判官」は違反等しないように法を守る義務があり、及び最高裁判所は違法等が発生しないよう守らせる義務の管理監督する責任がある。しかしながら「裁判所」の公権力行使による前記「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法（民事訴訟法）違反」した「法令違法」をもって「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」した事実は前記「職権破棄」事由の破棄に該当することから、最高裁判所の前記（前記同民訴規 80 条 1 項及び 80 条 1 項 1 号）」規定に違反であるから管理監督の義務不行届きの責任は免れない。及び各裁判所の前記（同民訴規 80 条 1 項及び 80 条 1 項 2 号から 3 号）規定に違反であるから管理監督等の不行届きによる責任がある違法である。及びその違法から 最高裁判所は規則を定める制定権「前記同条文（憲法 77 条）」規定は最高裁判所が定めた当該の規則・法を定める制定権があり、それに対して違反しないように守らせなければならない義務がある。前記のとおり その規則を守らせなかったことは管理監督等の不行届きであり 本条法令に係る違反相当又は類推解釈による「前記同条文（憲法 77 条）」法令の規定に違反した「違憲」である。及び極めて重大な 国民からの信頼を否定した重大な本条憲法 77 条規定に違反の「違憲」である。

イ) 前記該当「裁判所」による 前記「〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法（民事訴訟法）違反」の「法令違法」「一連する違法」及び前記後記すべての「違憲」につ

き 前記基本的人権等の権利を侵害した事実及びすべての「違憲」がある。最高裁判所は前記「法令違法」「違憲」等その重大性のある事実として把握していた。及び最高裁判所長官宛に平成13年9月20日付「お尋ねの件」(写し)(甲130) 本状に添付提出、及び平成14年2月17日付「裁判所の犯罪にものを申す」(甲23)(東京地方裁判所平成平成23年(ワ)第29751号判決に添付の訴状 平成23年9月8日付 最終35頁証拠説明書に記載) 書面 及び別途証人調書等(甲1の1) 等を送付した。その内容は裁判所の調書に「1から23項までの質問部分」及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」の「重要な事項」が記載ない違反の内容及び不当な裁判をした等がある訴えを記載した同書面から 最高裁判所は本件重大な事件内容として把握できた(以下「本件重大な事件内容として把握できた」という)。そこで「1から23項までの質問部分」「紹介した介在者を知っているか、知らない」の「重要な事項」の法令違法がある事実につき、最高裁判所が 元の民訴規67条1項2号規則を民訴規67条1項3号規則に変更(以下「3号に変更」という)して、新設法令を最終の民訴規67条1項8号に新設することが順当であるが 故意に民訴規67条1項2号として新設法令挿入(以下「新設法令挿入」という)した。上告人らは前記「新設法令挿入」及び「3号に変更」による法改正(六法書平成16年度版以降)されたことを 平成24年(オ)第1778号調書決定後に知った。前記「新設法令挿入」及び「3号に変更」の事実「3号に変更」に変更することにより「原審別件原告ないし本件上告人ら」が前記変更を万一にも気が付かなかったとき 本件事件につき「裁判所」は「3号に変更」をもって その責任を回避することができる。最高裁判所がなしたその責任を逃れるための効果を狙った故意の陥れを目的としたことが推測確認できる。及び最高裁判所の「職権破棄」の事由による責任を回避するために「3号に変更」したと確認できる。その推測以外には前記「3号に変更」の目的理由はない。念のために挿入された新設法令を記載する「法第四百四十七条の三(審理の計画)第1項の審理の計画が同項の規定により定められ、又は同条第四項の規定により変更されたときは、その定められ、又は変更された内容」(前記法第四百四十七条の三(審理の計画)平15法108本章追加の規則追加)を前記新設の民訴規67条1項2号

として挿入された事実は 同民訴規 6 7 条 1 項 2 号として挿入しなければならない理由は全く見当たらない。そのことから鑑みて、本件前記「裁判所」のすべての「法令違法」「違憲」等から重大な事件性がある本件につき前記「本件重大な事件内容として把握できた」理由から 前記「裁判所」の公権力行使の「法令違法」等に対して その責任を回避するために上告人らの国民に対して 前記「新設法令挿入」及び「3 号に変更」による 故意の陥れの効果を狙った目的による「3 号に変更」である。前記「新設法令挿入」により「3 号に変更」は 最高裁判所の公権力行使による信義誠実の原則「前記同条文（民法 1 条 2 項）」規定に違反であり、権利の濫用禁止「前記同条文（民法 1 条 3 項）」規定に違反であり、同規定違反をもって 下記公務員の規則の禁止規定の企ててはならない又施行を妨げてはならない「何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、もしくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない（国家公務員法 1 条 3 項）」法令の規定に該当の違反である。その違反は「最高裁判所は訴訟に関する手続、弁護士、裁判所内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法 7 7 条）」最高裁判所の権限から同憲法 7 7 条規定に係した違反相当又は類推解釈による同「違憲」である。

ウ) 前記のとおり「全事件」の裁判官らは前記「裁判官は法を知る原則」理由より 前記「法令違反」「違憲」が確認でき、前記「新設法令挿入」により「3 号に変更」したことにつき、上告人らは 前記「新設法令挿入」して「3 号に変更」（六法書平成 1 6 年度版より法改正）されたことを知らなかった。前記「原審別件原告ないし本件上告人ら」はこの重大な事件につき引受け弁護士がなかったこと（原第一審等にて主張済み）及び法手続き等に素人であり まさか 上告人らの重要な民訴規 6 7 条 1 項 2 号規則が民訴規 6 7 条 1 項 3 号規則に改正変更せれていることなど思いもしなかった。そして今日までその事実を発見するまで手探りの状況から本件訴訟行為をしてきた。など 国民感情からすると さらに前記「裁判官は法を知る原則」理由から 最高裁判所は前記当該「職権破棄」事由から自発的に自主自訴して「職権破棄」すべきでありながら 現在においても未解決のままに「本件請求に対して当該不利益処分による

棄却判決・決定処分」された。上告人らは前記「民訴規67条1項3号」に変更されていたその事実を発見したとき あきれて言いようのない 血の気が引き 生きていく心地がしない悔やみの思いであった。前記「新設法令挿入」及び「3号に変更」による本件上告人らの長期期間にわたる一層過重多重苦難（時間的損失発生、精神的被害発生の法律的利益がない）の被害損害を受けた。そのような苦難の被害を与えた最高裁判所の当該公務員の国民資格から権利を濫用し公共の福祉を否定した「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に、公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う（憲法12条）」規定に違反する「違憲」である。

ウ）最高裁判所の責任において前記変更がされた。国民（上告人ら）が前記過重多重苦難の被害を受けたその事実から なぜ前記挿入変更したか その目的 誰がしたか等の事実を開示していただきたい。最高裁判所の公権力行使による前記法令違反は罷免対象の後記「前記同条文（憲法15条）に該当する「違憲」であるから罷免請求する。及び前記すべての主張のとおりから最高裁判所は規則を定める権限がある「前記同条文（憲法77条）」規定に違反相当又は類推適用違反の「違憲」である。及び極めて重大な 国民からの信頼を損ねた重大な本条「違憲」であり、前記の理由から国民に対して擁護する義務を否定した下記最高法規「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ「前記同条文（憲法99条）」「違憲」である。及び前記事実から 国民に対する悪質な違法「違憲」が起きないように信頼できる裁判所及び制度にしていいただきたい。

エ）まとめ等、前記ア）からウ）のとおり、管理監督の不行届きの責任は 前記のとおり 最高裁判所に規則を定める制定権がある「前記同条文（憲法77条）」規定に違反の「違憲」がある。及び 前記故意の「新設法令挿入」及び「3号に変更」は、最高裁判所の公権力行使による前記規則制定する権限をもって 高度な違反の「何人も故意に、違反を企ててはならない（国家公務員法1条3項）」規定に違反であり、信義誠実の原則「前記同条文（民法1条2項）」違反、権利の濫用禁止規定の「前記同条文（民法1条3項）」違反、公序良俗「前記同条文（民法90条）」違反であり、最高裁判所の管理監督の不行届き「前記同条文（裁判法80条1項）」違反の責任があるから

前記「前記同条文（憲法 7 7 条）」「違憲」である。公共の福祉に違反した「前記同条文（憲法 1 2 条）」規定に違反の基本的人権の「違憲」であり、極めて重大な基本的人権に該当する前記後記「違憲」は「前記同条文（憲法 1 1 条）」の規定に違反の「違憲」であり、及び 国民の基本的人権の本質の前記「憲法 9 7 条違憲」である。及び国民に対して この憲法（前記すべての憲法）を尊重し擁護する義務違反の後記「裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法 9 9 条）」最高法規の「違憲」である。及び前記につき法的判断を求める。

◎ 前記より、当然 日本国民のために「裁判所」が誇るべき正義の輝かしい公正にして平等等の違反違憲のない裁判（裁判所）であるべき本来の姿の信頼できる「裁判所」にするべきであることから 前記後記すべての事由のとおり、本件事案のような「裁判所」の公権力行使による国民の権利を侵害した違法違憲の事件等が起きないように 及び現在及び将来の一般国民に与えられた基本的人権ほか侵害防止及び法令違反等の違法行為の防止のために、業務遂行改革、構造改革、管理監督改革、法理念や尊厳の意識改革等の必然の要求をする。**念のために**、前記及び後記のすべての主張は、何人も請願したために差別待遇を受けない規定の請願権「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない（憲法 1 6 条）」（以下「前記同条文（憲法 1 6 条）」という）をもって主張請願するものがあります。

《け》 基本的人権の本質「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである（憲法 9 7 条）。」（以下「前記同条文（憲法 9 7 条）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら及び「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。「原審別件原告ないし

本件上告人ら」国民に対し憲法で保障されている前記基本的人権につき 前記「裁判所」の国家公務員が前記「法令違法」「一連する違法」すべての「違憲」があることより「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは 前記憲法同12条、同13条、同14条、同15条、同16条、同17条、同31条、同32条の憲法で保障された基本的人権は「憲法11条」（以下「憲法11条ないし32条」という）に関わる基本的人権の「違憲」（前記「違憲」照合）から 本条の前記「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された基本的人権（憲法97条）」規定に違反による侵害した本条最高法規「違憲」である。及び後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」は「前記憲法11条、同14条、同32条、同76条3項、後記の同98条、同99条」の「違憲」（以下「訴追委員らのすべての「違憲」」という）があり（前記後記「違憲」照合）、及び前記最高法規の本条「憲法97条」の民主主義国家及び法治国家の存続に関わる極めて重大な基本的人権の違反である。国民に基本的人権が保障されている規定の根源を揺るがした法源に関わる重大な「違憲」である。「上告人ら及び国民」の人権の権利が保障された前記「憲法11条ないし32条」等「違憲」及び「訴追委員らの前記すべての「違憲」につき「裁判所」「訴追委員」ら」によって基本的人権が侵害された事実は国家行為であり、コンサイス法律学用語辞典三省堂2003年12月20日初版873頁人権を引用、「人権が憲法化されると、最高法規としての効力が備わり、これに反する立法その他の国家行為がすべて無効になる（憲97I）」規定から本条「憲法97条」「違憲」である。すなわち前記国家行為に該当する同無効の理由から「全事件」の「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」及び前記「不訴追の決定処分」は前記無効による破棄に該当する。その最高法規から「上告人ら及び国民」に対して基本的権利を侵害したことにつきどのように回復をしていただけるか、その基本的人権の回復の判断を求める。前記の「前記同条文（憲法11条）」に該当する「違憲」は 前記「憲法12条」「憲法13条」「憲法14条」「憲法15条」「憲法17条」「憲法31条」「憲法32条」基本的人権の侵害の最高法規「憲法97条」「違憲」、及び「憲法76条3項」「違憲」である。本件再審の請求により判断を求める。

《こ》憲法の最高法規性「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法98条）」（以下「前記同条文（憲法98条1項）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら及び「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。前記「裁判所」の公権力行使による前記「重要な事項」につき「法令違法」及び前記後記のすべての違憲があること。その事実から前記「全事件」のすべての判決及び調書決定は不適法の本条「違憲」であり、その事実は国の国務機関の執行による本条の言う「国務に関する行為」であり、優越的地位に基づき国民に対して行う性質を有している行為であることから、前記「すべての法令違法」「一連する違法」すべての「違憲」がある。その事実から「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは極めて重大な本条同憲法98条規定に違反した「違憲」である。~~及びは「違憲」である。~~及び「訴追委員」らの公務員の公権力行使による後記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」は国の国務機関の執行による本条の言う「国務に関する行為」であり、優越的地位に基づき国民に対して行う性質を有している行為である。「訴追委員」らによる「不訴追の決定処分」は本条侵害の前記「違憲」である。よって「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の判決、調書決定による前記「違憲」及び「不訴追の決定処分」は前記「訴追委員」らの前記「違憲」があることから 効力を有しない無効の最高法規本条同憲法98条「違憲」である。前記すべての理由より「全事件」の判決、調書決定を破棄する。及び最高裁判所第三小法廷平成26年（ヤ）第106号調書（決定）棄却判断を破棄する。「訴追委員会」の「不訴追の決定処分」は無効である。上記の理由より 被上告人国は損害賠償責任を免れない。

《さ》憲法尊重擁護の義務「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法99条）」（以下「前記同条文（憲法99条）」という。）「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該

不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び後記「《し》」記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、及び「別件訴訟事件」「別件控訴事件」ほか「全事件」の裁判官ら及び「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。

ア) 前記すべての理由のとおりから その要約は、原審「別件第一審」「裁判所」が「重要な事項」を調書に記載不備にして証拠隠滅した前記「重要な事項」の前記「前記同条文（民訴規 6 7 条 1 項 3 号）」及び「前記同条文（民訴規 6 6 条 1 項 4 号）違反、及び宣誓による矛盾の前記「前記同条文（民訴規 1 1 2 条 4 項）及び同（民訴規 1 1 2 条 5 項）に関する違反相当又は類推解釈による違反の「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決処分」した、及び控訴審の「裁判所」において 第一審判決を取消さずに「本件請求の当該不利益処分による棄却判決処分」したことは故意に前記取消し否定して看過した前記「前記同条文（民事訴訟法 3 0 6 条）」規定に違反がある。前記すべての理由は「裁判所」による「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決処分**」したことより「裁判所」の「法令違法」「一連する違法」前記後記すべての「違憲」の事実から「原審別件原告ないし本件上告人ら」に対して「全事件」の裁判官らによる棄却判決・決定処分 及び「上告人ら及び国民」含む「国民からの訴追請求」に対して訴追請求した結果「訴追委員」らによる「不訴追の決定処分」の法令に違反等（下記《し》照合）があるから「裁判官（前記「訴追委員」らも含む）は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法 9 9 条）」規定に違反した「違憲」である。及び下記の公務員の罷免権の憲法 1 5 条「違憲」（下記《し》照合）がある。

イ) ①前記後記すべての事由のとおりから「原審別件原告ないし本件上告人ら」に今日まで如何なる失当の主張があろうとも、「全事件」の「全裁判所」は前記〔か〕の「裁判官は法を知る原則」から前記すべての「法令違法」「違憲」を熟知認知理解判断できる職務上の能力があり、「全裁判所」は前記すべての「法令違法」及び「職権破棄」の事由があるにもかかわらず 絶対になしてはならない絶対的権力の責任を今日まで否定したこと、一刻も早く自白して自訴して救済等をもって解決しなければならない責任があった。しかしながら「全事件」の「全裁判所」は本条で言う「この憲法を尊重

し擁護する義務を負う」規定に「違憲」があるにもかかわらず 同擁護する義務に対して否定をもって「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」したことは本条最高法規の「前記同条文（憲法 9 9 条）」規定に違反の「違憲」である。

ウ) 下記《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある。

念のために 前記「請願権（憲法 1 6 条）」をもって主張する。下記《し》（照合下さい）主張の「裁判官訴追委員会」（以下「訴追委員会」という）の不適法の「不訴追の決定処分」がある。「上告人ら及び国民」含む「国民からの訴追請求」に対して受理された事案について「訴追委員会」の「訴追委員」らによる本条の「この憲法を尊重し擁護する義務を負っていないながら」「この憲法を尊重し擁護しなければならない（憲法 9 9 条）」規定を否定した。本件を一例としての 前記すべての当該「法令違法」「一連する違法」及び「違憲」等がある重大な「法令違法」等した当該裁判官に対して当然罷免対象であるにもかかわらず「上告人ら及び国民」に対して「不訴追の決定処分」

（裁判官訴追審査事案決定通知・下記《し》照合）したことは 本件事案の前記「すべての法令違反」「一連する違法」及び前記「違憲」があることを無視し故意に看過し事実誤認不当違法違憲による「不訴追の決定処分」である。及び前記「上告人ら及び国民」に対して「不訴追の決定処分」の実例を含めて「国民からの訴追請求」に対して 下記《し》のすべての理由（下記《し》照合）から同「訴追委員」らにより「不訴追の決定処分」したことは 本条「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ「前記同条文

（憲法 9 9 条）」の規定に違反の「違憲」した。及び「国民からの訴追請求」（下記《し》の「裁判官訴追委員会、統計集」照合）に対し 下記《し》に記載の受理された事案の 9 9 . 7 % の大部分につき「不訴追の決定処分」したことは 下記「裁判官弾劾法 2 条 1 号・2 号」規定に違反の「法令違反」（以下「法令違反」という）があり 下記の罷免権の憲法 1 5 条「違憲」（下記《し》照合）がある。すなわち前記同憲法 1 5 条の「違憲」はこの憲法を尊重し擁護する義務を否定に該当するから 本条最高法規の「国会議員、は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法 9 9 条）」規定に違反の「違憲」である。

《し》公務員を選定し及び罷免する権利「公務員を選定し、及びこれを罷免すること

訂正
追加
7

は、国民固有の権利である（憲法 15 条）」（以下「前記同条文（憲法 15 条）」という。）

「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことから、「《し》」記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」、「訴追委員」らは本条侵害等の本条「違憲」該当である。「前記すべての事由」どおりから、「裁判所」の極めて「重要な事項」の「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」の公権力行使による前記すべての「法令違法」「一連する違法」「違憲」があることから国民の固有の公務員を罷免する権利「公務員を罷免することは、国民固有の権利である（憲法 15 条）」規定に違反する重大な事実が存在する「違憲」がある。下記に主張する。

念のために、主張するに当たり、前記「請願したために差別待遇を受けない規定」の請願権「前記同条文（憲法 16 条）」をもって下記に主張するものであります。

1）裁判官の違法及び裁判官弾劾法による不訴追の決定の経緯等、

ア）「前記すべての事由」どおりから、原審「別件訴訟事件」の裁判官渡邊左千夫は前記〔か〕「裁判官は法を知る」理由から同「裁判所」は法を熟知認知しているにもかかわらず、「裁判官」が前記すべての「前記〔あ〕ないし〔え〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」の「法令違法」した。そのことに関して 前記「お尋ねの件」及び「裁判所の犯罪にものを申す」の最高裁判所に抗議の書面を送付した。その後 名前は匿名のため分らないが 多分最高裁判所の職員からのメールによる「（裁判官弾劾法による）訴追請求しなさい」とするご指導があり、感謝の礼のメール返信をした。及び裁判官訴追委員会に前記同裁判官に対し罷免の訴追請求をした。

イ）裁判官弾劾法に基づき前記裁判官渡邊左千夫ほか 2 名（控訴審裁判官 3 名のうち 1 名は退官除外）を裁判官訴追委員会（以上以下「訴追委員会」という）に訴追請求状を提出しが「不訴追の決定処分」にされたことは 同裁判官の前記ア）の「法令違法」に加えて、「一連する違法」及びそのうち公序良俗（民法 90）、権利の乱用禁止「前記同条文（民法 1 の 3）」規定に違反による訴追請求を否定したことは 許容範囲を超える逸脱した重大な「法令違法」であるから、罷免に該当の本条「違憲」である。

ウ）前記「前記すべての事由」どおりから、前記すべての「法令違法」「一連する違法」

「違憲」をした事実は極めて重大であり、裁判官としてふさわしくない資質が問われなければならない当該「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（裁判官弾劾法２条１号）」（以下「弾劾法２条１号」という）及び当該「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（裁判官弾劾法２条２号）」（以下「弾劾法２条２号」という）規定に違反であり、前記当該「弾劾法２条１号・２号」であるにもかかわらず、前記同裁判官らを 裁判官訴追審査事案決定通知（平成２３年１１月２８日付の証拠説明書の添付４、裁判官訴追審査事案決定通知平成１６年２月２３日付証拠資料）のとおり「不訴追の決定処分」した。その前記後記の「不訴追の決定処分」は国民が公務員を罷免する権利の当該「公務員を罷免することは国民固有の権利である（憲法１５条）」法令の規定を否定した同「違憲」である。及び下記「《し》」記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」による違憲等がある（下記２）⑧５０頁、ほか《し》のすべてを照合下さい）。

２）裁判官訴追委員会各種統計集について。

①前記すべての事実から、裁判官弾劾法の訴追請求の審査には違法の事実がある。本件に提出済みの 裁判官訴追委員会各種統計集 2009/05/10 付（甲１００号証・原東京地方裁判所平成２３年（ワ）２９７５１号 判決３５頁証拠説明書記載の証拠）の裁判官訴追委員会各種統計集（以下「裁判官訴追委員会、統計集」という）の裁判官訴追委員会の審査の結果 今日現在においても毎年多くの「不訴追の決定処分」の事実がある。すなわち前記「弾劾法２条１号・２号」による違法がある事案につき 国民の負託に応えていない「訴追委員」らの不適法な「不訴追の決定処分」の実態事実がある。下記「裁判官訴追委員会、統計集」の内容によると、裁判官訴追委員会に裁判官罷免の訴追請求した事案のうち受理された「弾劾法２条１号・２号」規定に該当の恐るべき多くの事案がある「裁判官訴追委員会、統計集」（甲１００第号証）の（３）の[１]から[４]の重要な部分の要領等を示すと下記のとおりである。

[１]受理事案数 受理事案数、 ４９５(平成１８年)、６２１(平成１９年)、８７５(平成２０年)、 訴追決定事案数、 ０(平成１８年)、０(平成１９年)、１１（１）(平成２０年)、 昭和２３年から平成２２年までの合計 受理事案数合計、 １３,８８０. 訴

追合計、 39 (8)、 訴追猶予 昭和 23 年から平成 22 年までの合計数 12 (7)、
 [2] 訴追請求人数、最高裁判所 6 人、弁護士 2,650 人、国民 891,661 人、 [3] 審
 査事由関係訴訟事件数 (割合、%)、民事事件 63.0%、行政事件 7.6%、刑
 事事件 19.9%、家庭事件 2.9%、その他 6.6%、 [4] 罷免事由として主張さ
 れた事実 (割合、%) (注) 昭和 23 年から平成 20 年までの合計、「弾劾により裁判官
 を罷免するのは、左の場合とする (裁判官弾劾法 2 条)」、及び「職務上の義務に著し
 く違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき (裁判官弾劾法 2 条 1 号)」に該当 (94.5%)、
 その内訳、誤判不当裁判 49.3%、訴訟手続違反 15.3%、不当訴訟指揮 8.8%、
調書不実記載 2.1%、審理遅延 2.6% 裁判書交付遅延 0.2% 証拠申請採否
 3.2% 監督不履行 2.5% 記録取扱不当 0.7% 不当調停和解 0.4% その他
 9.4%、及び「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非
 行があったとき (裁判官弾劾法 2 条 2 号)」(5.4%) の内訳、請託供応収賄 0.4%、
地位利用 0.2%、不当言動 2.8%、その他 2.0% 前記は訴追・不訴追の事実の指数
 である。同「裁判官訴追委員会、統計集」は 裁判官の悪の数多くの前記「弾劾法 2
 条 1 号・2 号」規定に該当の法令違法・非行等がある異常な実数比 $94.5+5.4=99.9\%$
 を示しており、99.7%が「不訴追」決定処分 (以上以下「99.7%」という) 及び
 (以上以下「不訴追の決定処分」という) である。「国民からの訴追請求」 (以上以下
 「国民からの訴追請求」という) に対して 受理された裁判官は昭和 23 年から平成
 20 年受理事案数合計が 13,880 事案あり うち 39 人が上程による「訴追」判断
 決定 (0.28%切上 0.3%) されただけである。「不訴追の決定処分」数は弾劾裁判所送
 りの「訴追決定」数よりも 桁違いに多い異常な状態の裁判官がした前記 99.7%の
 罪違法等の悪事 (以下「裁判官の罪違法等の悪事」という) の責任がある事実に対し 本
 件の例を鑑みて 前記裁判官の前記違法に対して「不訴追の決定処分」の無罪放免を
 もって罷免を否定した本件の実例を含めて多くの不訴追の実数がある。当該「国民か
 らの訴追請求」された裁判官らは「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だし
 く怠ったとき (裁判官弾劾法 2 条 1 号)」に該当 (94.5%)、及び「その他職務の内外
 を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき (裁判官弾劾法 2

条 2 号)」に該当 (5.4%) (以上以下「裁判官弾劾法 2 条 1 号・2 号」という) の規定に違反の法令違反である。同法令違反の「裁判官の罪違法等の悪事」に対して 責任を問われない無責の「裁判官の罪違法等の悪事」が許された訴追委員会の審査結果の「不訴追の決定処分」である。これらは違法で異常なことである。前記[1] から[4] の「裁判官訴追委員会、統計集」から 多くの「国民からの訴追請求」及び「上告人ら及び国民」は このような罷免要求をしなければならない国民の苦しみの状況の異常な裁判官罷免請求であることは間違いがない。当該国民は泣き寝入りするしかない実情がある。異常極まる「不訴追の決定処分」である。すなわち裁判官は勝手気ままな行為ができ 前記「弾劾法 2 条 1 号・同 2 号」規定に違反しても 大半悪を問われない「裁判官の罪違法等の悪事」ができることを意味している。本件事件はそのうちの一例であり、多くの「国民からの訴追請求」に対して受理された訴追請求事件は 多くの当該裁判官の前記「弾劾法 2 条 1 号・同 2 号」規定に違反による当該事実誤認非行違法違憲等の責任を 裁判官訴追委員会「訴追委員」らが故意に看過して許してきたからである。現在及び将来、これを放置したならば一般国民及び国はいよいよ益々大変なことになる。

②当該裁判官が訴追決定により上程された裁判官弾劾法の前記「弾劾法 2 条 1 号・同 2 号」違反の事案数は 最高裁判所が訴追した数及びそのほか一般社会に広く報道された事案の合計 3 9 人（弾劾裁判所へ上程提訴）だけである。それ以外の「国民からの訴追請求」は本件を含めてすべてと言えるほとんどが「不訴追の決定処分」である。

③裁判官の職務において、昭和 2 3 年に同法が制定されて以降「国民からの訴追請求」した 8 9 万人以上、そのうち前記受理事案数合計 1 3,8 8 0 人（2009 年 5 月現在）であり これほど多くあることは 国民が恐ろしい「訴追委員会」の公権力行使の「不訴追の決定処分」による被害を被っている。「裁判官の罪違法非行等の悪事」による訴追受理事案はこのように多数あることは異常であり、国民が被害を被っている事実であり、改善をしていただかなければならない。なお毎年 5 0 0 から 8 0 0 件を越す受理事案数がある。

④上記の事実から、「訴追委員」らは国民の信託に応えていない。もっと厳しく訴追処

分すべきである。時には人の道として事情を考慮して厳格な注意を促す罷免執行猶予等も当然である。しかしその罷免執行猶予とする注意ごとの処分は「訴追」決定をして弾劾裁判所に上訴することである。その判断は弾劾裁判所に委ねるべきであり、その裁判官の氏名事件内容を公表し、そして上訴の弾劾裁判所で罷免又は罷免執行猶予等が確定する。前記のようにすべきが当然でありながら「訴追委員会」は多くの「国民からの訴追請求」に対して当該「裁判官の罪違法非行等の悪事」による裁判官の責任につき すべてと言っていい大半が違法の「不訴追の決定処分」である。その実状から「訴追委員会」の審査の実態は前記法令違法等（「弾劾法 2 条 1 号・2 号」）規定違反した（本件実例あり）の裁判官らに対して無罪放免にして裁判官の罪違法等を免除する機能の機構に過ぎないのである。すれば 現状のままでは訴追委員会の審査は不要である。訴追受理事案 99.7% が「不訴追の決定処分」だからである。適法な国民に対して何の役にも立っていない。裁判官訴追の処理機構の事務局が当該受理事案として受理したならば裁判官訴追の事務局の責任者が裁判官弾劾裁判所に上程すれば要件は足り、裁判官訴追委員会は不要であり廃止すべきである。前記違法悪事等の当該裁判官につき直接裁判官弾劾法に基づき弾劾裁判所が裁判をして判断することが本筋である。そうすべきであることから改革等の法改正の請求をする。

⑤裁判官弾劾法が制定されて以来 長期間に渡り 裁判官としての資質や資格の不適合不敵法を公然と暗黙に認めている事実を前記「裁判官訴追委員会、統計集」が示している。それは裁判制度の内面が崩壊している重大な危機であると言う事ができ、加えて「裁判官の罪違法等の悪事」を看過し裁判官の悪を思いのままにさせていること、国民の代表による裁判官訴追委員会の「訴追委員」らは国民に対しての信託された使命に対して責任を果たしていない。その責任は重く免れない。

⑥「訴追委員」らは国民から選ばれた国会議員であり、及び内閣から選任され承認された国民の付託をもって適正 及びそれ以上に前記「裁判官の罪違法等の悪事」につき「弾劾法 2 条 1 号・同 2 号」規定に違反した処分をする判断が必要である。一般国民や知人等からしばしば聞く声は「日本の裁判はでたらめだ」と聞いている。及び本件原審「別件訴訟事件」を提訴する以前に 親交があった証人八田邦雄は 私（「上告人

ら及び国民」に前記同様の「日本の裁判はでたらめである。(裁判提訴を)やめた方がいい」と忠告した。とんでもない。そんなことに応じるつもりはない。その時心に決め後に原審「別件訴訟事件」提訴に到った。前記とおり私は許せない事実遭遇した。

⑦前記とおりの公権力行使の権限をもつ多くの裁判官らは訴追請求されないように裁判官ら自身及び国民の代表の「訴追委員」らが努力改革しなければならないことは言うまでもない。一般社会を正常な浄潔社会にするために裁判官弾劾法の制度の法令があり 厳格な審査をしなければならない事案があることにつき 前記とおり「訴追委員会」の審査には重大な問題がある。一般国民は社会通念上 法令に違背する違反や不当非行な行為をしたとき、裁判上で その責任は必ず相当又は厳しく処分されても仕方がない責任がある。それに反し前記当該裁判官らは裁判官の職務上の前記「裁判官訴追委員会、統計集」に示す その「裁判官の罪違法等の悪事」をした裁判官のほとんどの責任を免除している。その原因は「訴追委員会の議事は、これを公開しない(裁判官弾劾法10条3項)」規定をもって一般国民の固有の罷免権利の本条「憲法15条」違憲の前記 **99.7%**が没(「不訴追の決定処分」)が確認できる。下記違法がある。

⑧「訴追委員」らの皆さんの「不訴追の決定処分」は 国民からの信託による権利の行使義務の履行は信義誠実に行っていない「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない(民法1条2項)」法令の規定に違反しており、及び国民からの受託権利を不適法に濫用したこと「権利の濫用は、これを許さない(民法1条3項)」法令の規定に違反である。その事実から 公務員を罷免する権利の本条「前記同条文(憲法15条)」規定に違反した「違憲」である。そのほか 前記後記の国民の基本的人権等違反の「違憲」がある。その国民の基本的人権に照らし合わせると「訴追委員」らが前記のとおり 前記 **99.7%**の法令違法の「不訴追の決定処分」は重大な前記「前記同条文(憲法15条)」法令の規定を否定した「違憲」である。

⑨裁判官弾劾法は何のために誰のためにあるか、国民はこれから十分な論議が必要である。裁判官の資質を浄潔しなければ 裁判官等の公務員による公権力行使の誤認不当非行違法違憲等による 国民の基本的人権の侵害等は現状のままでは再発防止できない。及び 裁判官は国民の法令違反や悪事に対して公権力行使による加責判断や更

追記
訂正

追記
訂正

生目的の処分する権限の職権がある。それに対比してその職権がある裁判官自身の誤認不当非行違法等は許されてはならない重大な事案である。そして「訴追委員会」の「不訴追の決定処分」の現状は、国民の罷免権の前記「前記同条文（憲法 15 条）」を否定するものであり 国民が公務員を罷免する権利「憲法 15 条」は適法に実施されなければならない。裁判官弾劾法の法令は誰のためにあるのか、国会議員の「訴追委員」らは国民からの信託に応えるために 国会で本件すべての理由主張につき 諮問審議しなければならない要件である。要請する。

⑩もっと言わなければならない。「裁判所」の公務員の公権力行使による多くの違法及び憲法違反誤認不当非行が常に発生して その歯止めがない状態であると指摘する。その事実は裁判官弾劾法の趣旨は裁判官が如何に国民に対し信頼できる裁判官であり審判をして 信頼できる裁判制度にする等の責務があるが それを否定する行為をしたときは罰する法令である。裁判官弾劾法は裁判官の違法や事実誤認不当違法非行による悪の判断や行為等を排除し、一般国民の社会の安定、法秩序や社会秩序維持を目的とする趣旨である。その機能が有効に働いていないと指摘する。それは日本国憲法の規定 及び法倫理、法源理念を否定する行為であり重大なことである。

⑪裁判所の公権力行使による基本的人権等の正当な国民の権利の侵害等が起きないように 最高裁判所の管理監督の指導を厳格に、下級裁判所も同様に厳格に、国民から信託された国民の代表の「訴追委員」らは より厳格に法の定める規定に基づき義務を果たさなければならない。それ以上に裁判官自身がしてはならない前記悪の違法等から訴追請求されないようすべきであることが当然である。すなわち 裁判官の良識と道德感に従う絶対的倫理感の認識が必要であり、国はそのような適法な裁判官を任命していただきたい。当該裁判官、裁判所、訴追委員会は国民のために法令・法倫理に基づき履行しなれなければならないことは当然のことである。

⑫最高裁判所は裁判官がした前記事実誤認不正違法非行の原因から、同「憲法 15 条」等から罷免請求の訴追請求されないよう、「裁判官の罪違法等の悪事」が絶対的に起きないように 根源から摘み取るための管理監督不行届き（前記《く》照合）を改革していただきたい。及び「裁判官」の法倫理意識を助成指導監督していただきたい。

⑬前記「裁判官訴追委員会、統計集」の訴追事案が受理された数以外に 訴追請求し
ない できない国民がいる。表面化した「裁判官の罪違法等の悪事」は氷山の一角であ
る。その重大な「裁判官の罪違法等の悪事」に対する連鎖的発生が許されていると思え
るところの多くの裁判官の不当違法非行がある。よって「訴追委員」らは訴追受理さ
れた事案につき、裁判官の違法不当非行等が将来起きないように起こさせないための
適切な歯止めをしなければならない。その歯止めは訴追決定の判断及び上訴による罷
免を厳格にすることである。そのようにすれば 適法適正な資格のある国民が泣き寝
入り等の被害、事実誤認不当非行違法等が皆無又は微小になることは明らかである。
すなわち法倫理及び裁判官弾劾法の趣旨に適合する。及び裁判官弾劾法目的の実施が
国民のためになるよう訴追委員会の審査を改革していただきたい。裁判官の悪の事実
は所詮絶対にあってはならないことである。よって国会議員による「訴追委員」らの
審査等の実体につき悪質な問題があることに強く抗議いたします。被上告人国及び国
會議員は訴追委員会の実態につき 我関知せず他人事のように闇に葬るような愚かな
看過をしてはならないと警告する。現在及び将来において国民主権の国民のための裁
判官訴追委員会の適正な審査をすること、及び当事者の国民に対して 審査事案の結
果の訴追及び不訴追を導き出した適切な納得できる理由を明示していただきたい。前
記訴追請求に対する訴追又は不訴追の決定の通知書には判断した納得できる理由を示
すことは当然である。及び前記理由を示すことは「訴追委員会の議事は、これを公開
しない（裁判官弾劾法10条3項）」規定に違反するものではない。そのような改善改
革は国民から最大の信頼を得る方法である。前記すべての申立ては裁判官弾劾法の目
的から現在の実情につき改善しなければならない不服の申し立てであります。国会に
おいて現状及び将来のあり方についてご審議していただきたい。先ずは被上告人国に
対して、及び国民の代表の良心のある多数の国会議員に対して 敬意を示す。

⑭今日まで 前記「裁判官訴追委員会、統計集」が公開されていなかったことから 誰
一人として国民から裁判官訴追委員会の前記不当不適法の多くの「不訴追」等の実態
が不明であり「裁判官の罪違法等の悪事」等があることにつき不服申立ての請願できな
かった。前記とおり「訴追委員会」の実体事実が明らかになりました。ここに裁判官

訴追委員会の審査の実体及び「裁判官の罪違法等の悪事」の実体につき前記「裁判官訴追委員会、統計集」があることから 正義の国民の一員として 日本国及び多くの国民が求める「裁判所」の浄潔は 裁判官各々の正義の法倫理を貫くための改革の浄潔が必要であり、国民が適切な裁判を受ける権利を侵害されない及びほか多くの「違憲」が起きないよう 堂々と憲法・法の趣旨に適合する裁判官「裁判所」（訴追請求されない裁判官）であってほしい浄潔の請願であり、及び裁判官弾劾法趣旨に適合した国民のための裁判官訴追委員会審査であってほしいと願う浄潔の請願であり、公務員は適正な公権力行使が国民のための正義に合致するよう適法に履行されることへの浄潔の請願である。正義の国民及び「上告人ら及び国民」が前記 請願の要望につき 前記「前記同条文（憲法16条）」の請願権をもって要望するものである。

3〕なお「不訴追の決定処分」につき 本件と合わせて国民の不服理由及び違法「違憲」がある。

ア)本件原審「別件訴訟事件」「別件控訴事件」提訴後に「上告人ら及び国民」は「訴追委員会」に渡邊左千夫ほか2名の裁判官を罷免請求した。同裁判官らは「前記後記すべての事由」のとおり 前記同裁判官の前記すべての「法令違法」及び「一連する違法」「違憲」があることは 当然裁判官として在職してはならない理由がある罷免請求である。しかしながら 当該裁判官の前記罷免理由があるにもかかわらず 国民から選ばれた国会議員の「訴追委員」らによる訴追審査の結果 前記裁判官訴追審査事案決定通知（添付4）のとおり訴追免除の「不訴追の決定処分」した。「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（裁判官弾劾法2条1号）」法令の規定に違反したにもかかわらず訴追免除の不適法の「不訴追の決定処分」をした。及び「国民からの訴追請求」に対して多くの訴追請求受理され 前記「裁判官弾劾法2条1号・2号」違反該当につき 99.7%のそのほとんどすべてと言える「国民からの訴追請求」につき 不適法の「不訴追の決定処分」である。その事実は国民主権の国民からの信託による国民の代表の国会議員である「訴追委員」らは裁判官が前記違法した事実につき「不訴追の決定処分」をもって罷免を否定した。あってはならないその事実は前記「裁判官訴追委員会、統計集」に示されている数値のとおりである。その

追記
訂正

すべての「不訴追の決定処分」したことは 国民からの信託による義務につき重大な背任行為であり、著しい国家社会的妥当性を欠き 国家社会の構成員の国民の権利である基本的人権、その他一般的人権・利益ないし発展を著しく阻害した行為であり、その高度の違法性は 法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障侵害の防止）侵害があり 公正な社会構成に大切な公序良俗「前記同条文（民法90条）」法規の規定に該当違反であり、「上告人ら及び国民」を含む「国民からの訴追請求」に対して「訴追委員」らの「不訴追の決定処分」したことは国民の権利を否定したこと、到底容認できない。国民の代表の国会議員の「訴追委員」らは当該「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である（憲法15条）」規定を否定した本条侵害の「違憲」である。及びその「国民からの訴追請求」及びそれ以外に何らかの理由で訴追請求ができなかった等の国民による裁判官からの被害を受けた国民が泣き寝入りしている。なお下記に論ずる。

追記
訂正

イ）本件を一例として、「上告人ら及び国民」を含む「国民からの訴追請求」対して、前記99.7%の数値の当該裁判官の誤認不当非行違法ほか「違憲」があることは「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する（日本国憲法前文I項）」（以下「憲法前文」という）の主権のある「上告人ら及び国民」を含む「国民からの訴追請求」に対して、前記「裁判官訴追委員会、統計集」のとおり受理された事案につき、国民の代表である森山眞弓筆頭に国会議員20名の「訴追委員」らによって審査され、その結果 前記その福利は国民が享受する（日本国憲法前文I項）」どころか「前記後記すべての事由」から 裁判官弾劾法規定の「弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする（裁判官弾劾法2条）」規定に基づき当該「裁判官弾劾法2条1号・2号」規定に違反であるから罷免すべきであったが罷免免除の「不訴追の決定処分」にした。その訴追委員らは 前記「憲法前文」の「違憲」であり 及び前記「前記同条文（憲法15条）」規定に「違憲」であり、前記基本的人権の憲法11条「違憲」である。前記後記すべての「違憲」から「この憲法を尊重し擁護する義務」がありながら 最高

法規「この法律を尊重し擁護する義務を負う（憲法 99 条）」規定に否定の違反した「違憲」である。

ウ) 裁判官の任命につき「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する（憲法 80 条 1 項）」の所定の手続から、最高裁判所の指名した名簿により内閣が任命した裁判官らの前記「裁判官の罪違法等の悪事」に対して「訴追委員」らの「不訴追の決定処分」は「上告人ら及び国民」を含む「国民からの訴追請求」による重大な法令違法の誤認不当非行違法等 前記「裁判官訴追委員会、統計集」記載の「弾劾法 2 条 1 号・同 2 号」違反がある。その事実から 前記福利は国民が享受されるべきが享受を授かれなかった 前記福利を否定した「国民の代表者の行使による福利は国民が享受する（日本国憲法前文 1 項）」規定に違反の「違憲」であり、公務員を罷免する国民固有の権利の侵害による前記「前記同条文（憲法 15 条）」規定を否定した「違憲」は容認できない。許されない。

エ) 本件の「上告人ら及び国民」を一例として主張する。前記「不訴追の決定処分」に至る経緯として、判断が下される予定日に裁判官弾劾法に基づく訴追委員会事務局に電話して尋ねた。同事務局職員は「不訴追である」といった。元法務大臣の「森山眞弓が介入した」といった。及び本案につき「前回にすべきであった」と悔やみ、「相談しなさい」と「訴追委員」らの先生の名簿を送信してくれた。私はこのような事態は「誰が悪いか」と聞いた。「そのような先生を選んだ国民が悪い」と回答した（ホームページ「裁判所の犯罪、許せない大事件」に公開した。検索参照ください）。同先生に対して同裁判官を罷免することが本来当然である意味が含まれている。そのような先生を選んだ国民が悪いとすれば 前記憲法前文で認められた主権のある国民（前記憲法前文 I）が悪いことになる、それでは一般国民も黙っていないと断言する。すれば 国民から選ばれた国会議員の同訴追審査に関係した訴追委員会の同委員長の前記森山眞弓 及びほか「訴追委員」らが悪いのか。前記のように「国民が悪い」といわれていることから 本件事件において 前記裁判官の「法令違法」「違憲」等の事実が確定すれば 国民はこれから大議論が必要である。また国に対して「上告人ら及び国民」は勿論のこと、国民全体のこととして国民はその答えを見出すために決着に至る

まで国民は正義を主張するであろう。及び「上告人ら及び国民」は前記訴追委員の名簿により各「訴追委員」らに手紙送付 及び電話をしたが前記森山眞弓ほか誰一人として「上告人ら及び国民」が求めた前記 擁護する義務がある（憲法 99 条）にもかかわらず 適切な回答はなかった。「訴追委員」らの「不訴追の決定処分」をしたことは「上告人ら及び国民」及び「国民からの訴追請求」の事案につき 憲法で認められた基本的人権の公務員の罷免権「公務員を罷免することは、国民固有の権利である（憲法 15 条）」法令の規定に違反する「違憲」に該当であり、「訴追委員」らによって公務員を罷免する権利をはく奪侵害した同憲法 15 条法令に違反した「違憲」である。及び当該国会議員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法 99 条）」条令の規定に違反した「違憲」である。及びその事実から前記「裁判官訴追委員会、統計集」（照合）から多くの「不訴追の決定処分」がある。国民主権から許せない大事件である。本件「不訴追の決定処分」に関係した当該国会議員は現役であれば 被上告人国に対して前記国民の罷免権（憲法 15 条）をもって罷免を請求する。

オ）前記事実から 本件の一部内容をインターネットに公開したことにより 裁判所の悪質な事実誤認不当非行違法等による被害を受けた多くの国民があること、司法の犠牲になっている多くの方が「上告人ら及び国民」に相談や同調する協力の依頼があった。本件事件後多くの裁判官の悪質な事実誤認不当非行違法等の実態がある事実を表す 前記「裁判官訴追委員会、統計集」がインターネットで公開され 日本国の裁判制度の一般に見えない部分にこれほど多くの裁判官による悪事（違法等）があることを知った。その経緯から国民は「訴追委員会」の前記多くの「不訴追の決定処分」につき将来の全国民に関わる重大な事件であるから 前記事実を看過してはならない。

4）被上告人国の責任は重大であり「訴追委員」らは下記の「違憲」がある。

前記すべての理由主張の事実から「上告人ら及び国民」を含む「国民からの訴追請求」に対して 訴追受理された事案につき 前記「裁判官訴追委員会、統計集」記載のとおり前記「弾劾法 2 条 1 号・同 2 号」法令の規定に違反した。当該裁判官らに対して国会議員の「訴追委員」らによる「不訴追の決定処分」の事実があることは 前記す

すべての違憲がある。前記のとおり、国民の基本的人権の 公正平等の法の下での平等の権利「前記同条文（憲法 14 条）」侵害された「違憲」、当該裁判官らに対して適切正当な裁判を受ける（受けさす）権利（弾劾裁判の権利）「前記同条文（憲法 32 条）」侵害された「違憲」、公務員を罷免する国民の固有の権利「前記同条文（憲法 15 条）」侵害された「違憲」、前記のすべての「違憲」は極めて重要な基本的人権に関わる「前記同条文（憲法 11 条）」が侵害された「違憲」、及び最高法規の 基本的人権の本質の 国民の永久の権利 信託された権利を侵した前記「前記同条文（憲法 97 条）」侵害された「違憲」、及び最高法規の条規に反する法律 国務に関する行為をしたことから効力を有しないことから すべての「不訴追の決定処分」は破棄されるべき前記「前記同条文（憲法 98 条）」侵害された「違憲」、「不訴追の決定の処分」をした当該国会議員は本条でいう「憲法を尊重し擁護する義務を怠った」「国会議員は、この憲法を尊重し擁護する義務がある（憲法 99 条）」法令の規定に違反の侵害された「違憲」である。前記すべての主張のとおり「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」による違憲等がある」（以上以下「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」による違憲等がある」という）。最高裁判所の違憲審査権「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則、又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終裁判所である（憲法 81 条）」の規定から前記違憲等の判断を求める。念のために前記すべての主張につき、請願権「前記同条文（憲法 16 条）」をもって請願するものである。

《す》国の賠償責任「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国に、その賠償を求めることができる（憲法 17 条）」（以下「前記同条文（憲法 17 条）」という）「前記後記すべての事由」のとおりから裁判所の「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」された。及び「前記後記すべての事由」のとおりから 国は損害賠償責任を負う本条憲法 17 条法令の規定に該当の「違憲」である。「裁判所」による「原審別件の原告及び控訴人」の法的利益（損害賠償請求権）及び権利（基本的人権の保障、侵害の防止等）が侵害された事実の「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決」は本件提訴の趣旨である損害賠償の損害金を請求する訴訟目的の法的利益につき「裁判所」によ

って剥奪され損害を受けた。よって前記本条（憲法 17 条）規定に該当するから国に損害賠償を求める。損害を受けた原因は前記「前記すべての事由」のとおりである。なお「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」につき 下記に要点を主張する。前記「裁判所」公権力行使の権利の濫用があり「前記同条文（民法 1 条 3 項）」法令の規定に違反であり 前記公序良俗に反する法律行為があり「前記同条文（民法 90 条）」法令の規定に違反であることは、公序良俗に反する目的の法律行為は、無効である。すなわち「裁判所」の判決（甲 7）（甲 8）は無効である。前記の理由から 他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う、不法行為の「前記同条文（民法 709 条）」規定に違反適用であるから損害賠償請求する。そして「裁判所」の公務員の不法行為より、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国に、その賠償を求めることができる本条「前記同条文（憲法 17 条）」法令の規定に該当の「違憲」である。及び「裁判所」の公権力行使により違法に他人に損害を加えたときは、国がこれを賠償する責任があるから「国の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる（国家賠償法 1 条 1 項）」（以下「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」という）法令の規定に該当の違法適用である。及び前記の本条「前記同条文（憲法 17 条）」規定に該当する「違憲」があるから、極めて重要な基本的人権に関わる下記「憲法 11 条」、及び前記最高法規憲法 97 条ないし 99 条違憲である。上告人らは被上告人国に対し頭書第 1, 2 再審の趣旨のとおり 及び下記 4 記載による損害賠償請求する。

《せ》「特別の事情」について

「前記後記すべての事由」のとおりから、及び「裁判所」の前記すべての「法令の違法」「一連する違法」すべての「違憲」がある理由主張を総合して「特別の事情」に該当する。その事実は前記すべての事由から 疑う余地はない。よって特別の事情（以下「特別の事情」という）がある。下記 4 損害賠償請求について、「特別の事情」に該当するから 下記の損害賠償請求のうちの一つの理由とする。

4 損害賠償請求について、

1) 前記すべての違法・違憲の事実から損害賠償請求する。

「前記後記すべての事由」どおりから「法令違法」等による「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは 前記すべての「法令違法」「一連する違法」及び「違憲」該当がある。「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」から「裁判所」公権力の行使の「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、合わせて 前記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」による違憲等がある」ことから 特に「前記同条文（民法1条2項）」、「前記同条文（民法1条3項）」規定に違法した、及び当該「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする（民法90条）」規定に違反したことから 判決（甲7）（甲8）は無効である。及び「裁判所」の「法令違法」は最高裁判所の前記「職権破棄」の事由に該当し判決（甲7）（甲8）は無効である。及び「前記後記すべての事由」から「原審別件原告ないし本件上告人ら」に対して損害賠償請求の権利及び法律上の権利を侵害されたことは 当該不法行為による損害賠償「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（民法709条）（以下「前記同条文（民法709条）」という）法令の規定に該当違反である。及び前記公務員の不法行為により、損害を受けたことから前記「前記同条文（憲法17条）」法令の規定に当該の「違憲」より損害賠償を請求する。及び「本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたこと、及び「上告人ら及び国民」に対して 前記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には違憲等がある」ことから 前記のとおり、時間的、精神的、物質的被害の法律的利益を否定されたことによる損害を受けた。被上告人国は 当該「国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責任に任ずる（国家賠償法1条）」（以下「国家賠償法1条」という）法令の規定に違反である。及び「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律に定めるところにより、国に、その賠償を求めることができる（憲法17条）」規定に該当の「違憲」から 前記 第1、2、再審の趣旨のとおり損害賠償請求等する。及び 前記とおりのすべての「違

憲」「法令違法」があること、及び前記の当該最高法規性の「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法 98 条）」法令の規定に該当の「違憲」があることから、本条「全部は、その効力は有しない」に該当する。「全事件」の棄却判決等・調書決定は本条「効力は有しない」から無効である。よって同判決及び同調書決定は破棄する。及び本件上告人らは 被上告人ら国に対して前記「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」の規定に違反等該当から損害賠償請求をする。

2) なお詳しく 損害賠償請求等の理由から損害賠償請求する。

ア)「前記後記すべての事由」から、「別件第一審」裁判官は 前記「裁判官は法を知る原則」理由から 前記すべての「法令違法」「一連する違法」「違憲」があることにつき 熟知認知理解判断ができるから「裁判所」の公権力行使による前記すべての「法令違法」「一連する違法」「違憲」による「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定処分」されたことは 社会観念上認容すべからざるものと一般に認められる程度をはるかに超えていることから不法行為である。その理由から当該「権利の行使といえども社会観念上被害者において認容すべからざるものと一般に認められる程度を超えるときは、不法行為となる（大判大 8・3・3 民録 25—356）」判例の判断に該当違反であり、及び前記不法行為「前記同条文（民法 709 条）」法規の規定に該当違反である。及び前記「前記同条文（民法 90 条）」法令の規定に違反、及び前記民事訴訟手続法の規定に違反したことは前記「職権破棄」の事由に該当する。よって判決（甲 7）（甲 8）は「無効」であり、前記すべての主張のとおり、「裁判所」の公権力行使の違法をもって上告人らに対して違法に損害を加えたから前記「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」の規定に該当違反である。上告人らは被上告人国に対して損害賠償請求をする。

挿入

イ)「別件控訴審」裁判官らは 前記「裁判官は法を知る」理由から「別件第一審」の前記「法令違法」「一連する違法」「違憲」があることにつき 熟知認知理解判断ができることから 前記第一審の判決の手続きが違法な場合の取消しを否定した前記当該「前記同条文（民事訴訟法 306 条）」法令の規定に違反したこと、及び基本的人権の

公正平等の裁判請求権、手続き保障請求権及び訴訟手続全般にわたって法的要件を合理的な理由が示されていないことによる 適法裁判を否定した「本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決」されたことは前記同様の理由から不法行為「前記同条文（民法709条）」法規の規定に該当違反である。及び前記同様の理由から「前記同条文（民法90条）」法令の規定に違反は前記「職権破棄」の事由に該当する。よって判決（甲8）は「無効」であり、前記のとおり「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反である。上告人らは被上告人国に対して損害賠償請求をする。

ウ)「前記〔あ〕ないし〔お〕の民事訴訟手続規則・法の規定に違反」があることは「原審別件の原告及び控訴人」に対し「裁判所」の裁判官らの「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」されたこと、合わせて 前記「《し》記載の訴追委員会の「**不訴追の決定処分**」には違憲等がある」ことは 著しく国家社会的に妥当性を欠き国家社会の構成員の国民の権利である基本的人権、その他一般的人権・利益ないしその発展を著しく阻害する行為であり、その高度の違法性は法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障 侵害防止）侵害であり 公正な社会機構に大切な公序良俗に反する目的をもって為した法律行為の「前記同条文（民法90条）」規定に違反の該当であり、前記「**本件請求に対して当該不利益処分による棄却判決・決定**」「**不訴追の決定処分**」されたことによる多大な損害を被った。前記理由は前記「職権破棄」の事由に該当するから 判決（甲7号証）（甲8号証）は破棄処分の「無効」ある。及び不法行為による損害賠償「前記同条文（民法709条）」規定に違反であるから、前記のとおり「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反である。上告人らは被上告人国に対して損害賠償請求をする

エ) 上告人らに対して、「裁判所」は法的利益（損害賠償請求権）を否定したこと 及び前記すべての「違憲」があること、及び特に 憲法で認められている基本的人権の権利 前記憲法11条に関わる憲法のすべての前記「違憲」（基本的人権の保障、侵害の防止等の保証がある）につき権利の保障を侵害したこと「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」「**不訴追の決定処分**」によって「前記後記すべての事由」のとおりから、基本的人権等の権利が否定され、提訴の趣旨である損害賠償の損害金

を請求する権利の法的利益につき「裁判所」によって侵害剥奪され 時間的、精神的、物質的の法的利益が否定されたことによる「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」及び「**不訴追の決定処分**」された事実から損害を受けた。前記「前記同条文（民法 90 条）」違反があり、法律行為は無効の規定から 判決（甲 7）（甲 8）は「無効」であり、前記同様の理由から 不法行為による損害賠償「前記同条文（民法 709 条）」規定に違反該当、及び前記すべての事由のとおりから、「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」の規定に該当違反である。前記同損害賠償請求する。

オ)「裁判所」の判断は公正で平等（前記不平等の主張の憲法 14 条「違憲」がある）で道徳的で善意であるべきが、前記「法令違法」「違憲」をしたことによる「裁判所」がしてはならない一般社会観念や通念の常識良識を否定し 及び公正平等の裁判を否定し、道徳感や善意行為等を否定した。その事実は著しい反社会性 反道徳性であり、明らかに社会構成に大切な公共の秩序 一般社会の公序良俗に反する法律行為の「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」されたことは公共の秩序 よい風習 習慣 善良の風俗を著しく侵害した。公序良俗違反の当該「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする（民法 90 条）」規定に違反適用により 判決（甲 7）判決（甲 8）の棄却判決等は無効であるから破棄する。前記すべての理由から不法行為による損害賠償「前記同条文（民法 709 条）」規定に違反である。及び前記すべての事由のとおりから、「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」の規定に該当違反である。前記同損害賠償請求をする。

カ)「両裁判所」の前記「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決**」及び 被告新井に対する責任を棄却したことは「裁判所」の事実誤認不当違法の判断であり、国民の上告人らの正当な権利を著しく制限するものであり、著しい反社会性 反道徳性であり、公共の秩序 よい風習 習慣 善良の風俗を著しく侵害したこと前記公序良俗違反の当該「前記同条文（民法 90 条）」規定に違反の法律行為の無効に該当するから 判決判決（甲 7）（甲 8）は前記無効による取消しの破棄をする。前記すべての理由から不法行為による損害賠償「前記同条文（民法 709 条）」規定の違反である。及び損害賠償請求をする。及び前記すべての理由から 前記最高法規の「この憲法は、国の最

高法規であって、その条規に反する法律、及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法 98 条）」規定から前記すべての国務行為の判決は「効力を有しない」から前記判決（甲 7）（甲 8）は無効である。及び前記すべての事理由から 国会議員、裁判官その他の本件に関係した公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を怠った「国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法 99 条）」規定に違反の違憲である。前記すべての理由から「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」の規定に該当違反である。前記同損害賠償請求をする。よって本件裁判及び損害賠償請求の判決を求める。

3) 判例該当の違反等について、

ア) 「本条は、公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、自己の利を図る意図をもってする場合でも、客観的に職務執行の外形を備える行為をし、これによって他人に損害を加えた場合には、国は損害賠償の責めを負わしめて、広く国民の權益を擁護することをもって、その立法の趣旨とするものと解する（最判昭 31 年 11 月 30 日民集 10 - 11 - 1502）」前記すべての理由から 前記「法令違法」の原因である基礎資料の調書に前記「重要な事項」の前記「瑕疵」があることは 前記判例「公務員の権限の公権力行使による 客観的に職務執行の外形を備える行為」に該当し、「これによって他人に損害を加えた場合」「広く国民の權益を擁護する趣旨とするものと解する」判例判断に該当するから「原審別件原告ないし本件上告人ら」の法律上の權益を否定した「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」されたことから 本件の損害賠償請求事由に該当する。被上告人らに対し損害賠償の請求をする。前記すべての理由から 不法行為による損害賠償「前記同条文（民法 709 条）」規定の違反である。前記のとおりから、「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」の規定に該当違反である。前記同損害賠償請求をする。

イ) 「裁判官がした争訟の裁判につき、国家賠償法 1 条 1 項の違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに

背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁、同平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938頁参照、）。につき、同「当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をした」及び「裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があること」とは、前記すべての理由のとおりから、特別の事情があることは明らかである。及び前記《せ》記載の「特別の事情」に記載のとおり前記「特別の事情」に該当する。すなわち 前記「重要な事項」につき前記「瑕疵」があり前記「法令違法」「一連する違法」すべての「違憲」がある理由から「**本件請求の当該不利益処分による棄却判決・決定処分**」されたこと、及び前記「《し》記載の訴追委員会の「不訴追の決定処分」には**違憲等がある**」ことから 前記のとおり上告人ら「上告人ら及び国民」は次の権利を侵害された。前記「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない（憲法32条）」の規定を否定した「違憲」、及び前記「すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される（「前記同条文（憲法76条3項）」規定を否定した「違憲」。ほか前記「一連する違法」「違憲」は前記同「特別の事情」であり前記「特別の事情があることを必要とする」判例に該当し損害賠償請求事由に該当する。合わせて前記「不訴追の決定処分」のとおりから、特に 被上告人国に対しては 前記「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反があるから 被上告人国 及び 被上告人国外2名（被上告人岩井重一、同平澤慎一）は連帯して 頭書の第1、2 再審の趣旨 のとおり 上告人らに対し 被上告人らは損害賠償の金員等の損害賠償の責任を免れない。

4）仮執行宣言について、

頭書第1、2（5）記述のとおり、仮執行の宣言を申立てる。

平成23年（ワ）第29751号 損害賠償請求事件 の平成23年10月21日付被告国、及び 平成24年（ネ）第1507号 損害賠償控訴事件 の平成24年4月26日付 被控訴人国、の 答弁書 第1 請求の趣旨に対する答弁 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行の宣言を付する場合は、（1）担保を条件とする仮

執行免脱宣言（２）その執行開始時期を判決が被告・被控訴人国に送達された後１４日経過した時とすること を求める。の主張から 被上告人国は前記同記載に基づき同執行されることにつき、上告人らは了解いたします。

５）本件 再審の請求による損害賠償請求につき 速やかに判決を求める。

添付提出資料、及び提出済み証拠資料等、

●平成２７年３月１２日付 本件「再審の訴状」 １０部 提出

①東京地方裁判所判決 平成８年（ワ）第１７０３３号（写し）

（再度提出、（甲７）の裁判所書記官の押印のある判決書） １０部 提出

②東京高等裁判所判決 平成１１年（ネ）第４０８９号（写し）

（再度提出、（甲８）の裁判所書記官の押印のある判決書） １０部 提出

前記、再審の訴状には、不服の申立てに係る判決の写しを添付しなければならない（民事訴訟規則第２１１条１項）」に基づき提出する。

《前記各１０通のうち 各１通は上告人ら用として 受付印捺印の上返却下さい》。

③訴状（甲第５号証）平成８年９月２日付（写し） ５部 提出

（再度提出、弁護士の押印ある同書類提出）

④被告準備書面一（甲第３号証） 平成８年１１月１３日付（写し） ５部 提出

（再度提出、弁護士の押印ある同書類提出）

《前記①②③④の提出済み同名の押印無しの書類は破棄してください》

●最高裁判所第三小法廷調書決定（甲１２９）平成２６年（ヤ）第１０６号（写し）

５部 提出

●お尋ねの件（甲１３０）平成１３年９月２０日付、（写し）

５部 提出

《前記各５通のうち １通は上告人ら用として 受付印捺印の上 返却下さい》。

●控訴状（甲第９号証）平成２６年７月３０日付（写し）

４部提出済み

《弁護士の押印ある同書類提出済みの確認》

以上。

※ 本書は原文どおりですが 文字訂正により１行ズレがあります。